

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成27年4月1日
(第20期) 至 平成28年3月31日

日本通信株式会社

(E04473)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	7
7 関係会社の状況	12
5 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1 業績等の概要	14
2 生産、受注及び販売の状況	16
3 対処すべき課題	17
4 事業等のリスク	18
5 経営上の重要な契約等	24
6 研究開発活動	26
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
第3 設備の状況	28
1 設備投資等の概要	28
2 主要な設備の状況	28
3 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1 株式等の状況	30
2 自己株式の取得等の状況	40
3 配当政策	40
4 株価の推移	41
5 役員の状況	42
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	49
第5 経理の状況	56
1 連結財務諸表等	57
2 財務諸表等	91
第6 提出会社の株式事務の概要	103
第7 提出会社の参考情報	104
1 提出会社の親会社等の情報	104
2 その他の参考情報	104
第二部 提出会社の保証会社等の情報	105

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第20期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	3,724,141	3,940,730	4,667,674	5,139,174	4,109,488
経常利益又は経常損失(△) (千円)	271,894	351,394	709,413	463,735	△1,993,754
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	997,845	285,656	881,810	327,740	△2,158,512
包括利益 (千円)	997,759	266,219	868,384	283,421	△2,191,131
純資産額 (千円)	2,475,153	2,546,121	3,466,928	4,842,295	2,703,574
総資産額 (千円)	4,680,567	5,099,640	6,510,003	8,683,727	5,763,681
1株当たり純資産額 (円)	16.50	18.51	25.10	34.19	18.86
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	7.44	2.12	6.55	2.35	△15.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7.37	2.11	6.33	2.18	—
自己資本比率 (%)	47.4	48.8	52.0	55.2	46.0
自己資本利益率 (%)	59.1	12.1	30.0	8.0	—
株価収益率 (倍)	11.72	26.43	48.51	211.06	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	311,076	269,864	473,399	420,861	△1,206,703
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	332,078	△291,705	△353,849	△488,345	△1,547,109
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	96,358	47,857	393,331	1,671,922	22,838
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,135,198	2,168,721	2,686,804	4,307,591	1,502,694
従業員数 (名)	86	94	109	125	115
[ほか、平均臨時雇用者数]	[8]	[10]	[6]	[8]	[8]

(注) 1. 連結売上高には消費税等は含まれていません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としています。

3. 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 第20期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

5. 第20期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

6. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (千円)	3,449,938	3,638,073	4,303,316	4,766,532	3,741,138
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	414,959	372,561	800,550	543,699	△1,834,756
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,064,690	306,185	△246,455	408,138	△2,419,218
資本金 (千円)	2,030,595	2,032,555	2,048,190	2,608,995	2,636,405
発行済株式総数 (株)	1,342,825	1,343,560	1,349,030	140,072,239	140,623,239
純資産額 (千円)	3,746,662	3,857,596	3,663,562	5,163,647	2,796,839
総資産額 (千円)	5,917,441	6,356,122	6,625,625	8,929,647	5,860,712
1株当たり純資産額 (円)	25.97	28.27	26.56	36.48	19.52
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	7.93	2.27	△1.83	2.93	△17.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7.86	2.27	—	2.71	—
自己資本比率 (%)	58.9	59.8	54.1	57.2	46.8
自己資本利益率 (%)	36.4	8.4	—	9.4	—
株価収益率 (倍)	10.98	24.65	—	169.28	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	68	74	85	94	95
[ほか、平均臨時雇用者数]	[4]	[7]	[4]	[5]	[4]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 第18期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 第18期及び第20期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 第18期及び第20期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

6. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2 【沿革】

年月	概要
平成8年5月	平成8年5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
平成8年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（現 Computer and Communication Technologies Inc.、以下、「CCT社」という））を設立（当社持株比率100%）
平成8年12月	郵政省（現 総務省）に一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
平成9年1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
平成9年9月	東京都品川区に本社移転
平成12年6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業を開始
平成13年8月	DDIポケット株式会社（現 ソフトバンク株式会社、以下、「ソフトバンク」という）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
平成13年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
平成13年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をPC量販店等で提供開始
平成14年12月	京セラ株式会社との提携により、6ヶ月間使い放題の通信サービスが組み込まれているPDAを実現し、機器への通信組み込み分野への取り組みを開始
平成15年3月	PHSと公衆無線LANの統合サービスを提供開始
平成16年8月	日本ヒューレット・パカード株式会社（現 株式会社日本HP）や松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）との提携により、「通信電池（注1）」内蔵によりワンクリックで最初からインターネットに接続できるノートPCを実現
平成17年3月	「bモバイル hours（bモバイル アワーズ）」の名称で150時間まで1分単位で使えるプリペイド・サービスを提供開始
平成17年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ）（市場区分：グロース）に上場
平成18年3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社持株比率58%、平成22年11月に同社を完全子会社化）
平成18年4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（現 Contour Networks Inc.、以下、それぞれ「CSCT社」「CNI社」という））を米国ジョージア州に設立（当社持株比率100%）

年月	概要
平成18年8月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社（アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「CNJ社」という））を東京都品川区に設立（当社持株比率100%）
平成19年4月	C S C T社が、米国第6位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成19年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
平成20年6月	C S C T社（ブランド名：Contour Networks(コントゥアー・ネットワークス)）がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS(Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「PCI DSS」という）（注2）」認定を取得
平成20年8月	ドコモと3Gネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成20年8月	「bモバイル3G」の名称で個人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年8月	「I・Care3G」の名称で法人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年11月	C S C T社が提供する無線専用線を、米国のATM（現金自動支払機）メーカーが採用
平成21年3月	「Doccica（ドッチーカ）」の名称でチャージ式による3G及び公衆無線LANによるデータ通信サービスの提供を開始
平成21年3月	ドコモ3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続を完了
平成21年12月	「もしもしDoccica」の名称でモバイルIPフォン搭載の3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成22年3月	C S C T社が、米国第3位（当時）の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州）とMVNOサービスのための、3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成22年4月	「b-mobile SIM（ビーモバイル・シム）」の名称でSIM製品（SIMカードによる3Gデータ通信サービス）の提供を開始
平成22年5月	ソニー株式会社の“ポケットスタイルPC”VAIO新「Pシリーズ」で当社のももしDoccicaを採用
平成22年5月	「b-mobile WiFi」の名称でWiFi機器をどこでもインターネットに接続できるモバイルWiFiルータの提供を開始
平成22年7月	「talking SIM（トーキングシム）」の名称でデータ通信と音声通話サービスを利用できるスマートフォン用SIM製品の提供を開始
平成22年8月	SIMフリー版iPhone向けSIM製品の提供を開始
平成22年10月	大阪証券取引所「JASDAQ」市場（ヘラクレス、旧JASDAQ及びNEOの市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行

年月	概要
平成22年12月	SIMフリーのスマートフォン「IDEOS（イデオス）」及び専用のSIM製品の提供を開始
平成23年1月	モバイルIPフォンの名称で、世界初となる携帯網上におけるIP方式による音声通話サービスの提供を開始
平成23年6月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等のSIM製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
平成24年2月	丸紅株式会社との合弁会社として、丸紅無線通信株式会社を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、平成26年3月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
平成24年2月	株式会社ヨドバシカメラとの提携により、使用しない月は維持費が0円になる「基本料0円SIM」の提供を開始
平成24年3月	ドコモLTEネットワークとのレイヤー2による相互接続を完了
平成24年3月	「b-mobile 4G WiFi2」の名称で、LTEに対応したモバイルWiFiルータの提供を開始
平成24年5月	Amazon.co.jp（以下、「アマゾン」という）との提携により、「b-mobile 4G アマゾン限定 高速定額」の名称で、LTEに対応したSIM製品の提供を開始
平成24年7月	CSC T社が技術関連製品及びサービスを米国携帯電話事業者Sprintに提供するための、基本契約を締結
平成24年7月	「VISITOR SIM」の名称で、訪日旅行者向けSIM製品の提供を開始
平成24年8月	CSC T社が提供する無線専用線を、Stayhealthy, Inc.の「保健センター・キオスク」が採用
平成24年8月	「Turbo Charge（ターボチャージ）」の名称で、高速通信と低速通信を必要な時にワンタッチで切り替えることができるサービスの提供を開始
平成24年10月	東京都港区に本社移転
平成25年6月	「b-mobile 4G WiFi3」の名称で、LTEの3つの周波数帯に対応したモバイルWiFiルータの提供を開始
平成25年7月	無線専用線事業強化のため、CSC T社の商号を同社のサービス名称に合わせてContour Networks Inc.に変更 CNI社が、日本においても同事業を展開するため、CNJ社を完全子会社とする
平成25年7月	米国の事業統括会社としてJCI US Inc.を米国コロラド州に設立（当社持株比率100%） （CNI社、CCT社、Arxceo社は同社の完全子会社となる）
平成26年4月	「イオンのスマートフォン（イオンスマホ）」第1弾の提供を開始
平成26年5月	電気通信事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務等を担う新会社として、クルーシステム株式会社を東京都港区に設立（当社持株比率100%）

年月	概要
平成26年6月	C N J 社が日本国内においてATM向け無線専用線を提供するため、「PCI DSS」認定を取得
平成26年8月	「PAYG S I M」の名称で、短期滞在の訪日旅行者向け音声通話対応S I M製品の提供を開始
平成26年12月	「b-mobile S I M 高速定額」の名称で、高速通信を定額使い放題で利用できるS I M製品の提供を開始
平成26年12月	日本全国どこにいても03番号(03-****-****)で通話ができる「03スマホ」を搭載したスマートフォンの提供を開始
平成27年3月	V A I O株式会社との協業によりスマートフォン「V A I O Phone」の提供を開始
平成27年6月	東京証券取引所J A S D A Q (スタンダード) から同取引所市場第一部へ市場変更
平成27年6月	「b-mobile おかわりS I M 5段階定額」の名称で、高速通信を毎月500円から5段階の定額料金で利用できるS I M製品の提供を開始
平成27年9月	Arxceo社が持つ特許技術を使用した世界初のモバイル端末向け不正アクセス検知システム「モバイルI D S」の提供を開始
平成27年10月	C N I 社が、カナダにおいてATM向け無線専用線サービスの提供を開始
平成27年11月	「b-mobile 5 G B プリペイドS I M」の名称で、毎月5 G Bまでの高速通信を利用できる法人向けプリペイド型S I M製品の提供を開始
平成27年12月	ドコモ網を主回線、ソフトバンク網を副回線とすることで無線の信頼性を高めた「2 S I Mルータ」の提供を開始
平成28年1月	総務省によるMVNO規制緩和を受け、当社の役割をMSEnabler (モバイル・ソリューション・イネイブラー) として再定義する新事業戦略を発表
平成28年2月	MSEnablerとしてのサービス第1弾として、スマートフォンで固定電話番号を利用できるソリューションの提供を発表
平成28年4月	ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業を開始するための新会社として、JCI Europe Communications Limitedをアイルランド・ダブリンに設立 (当社持株比率100%)

(注) 1. 「通信電池」とは当社が提唱している概念です。携帯電話/PHS事業者やインターネット接続事業者との面倒な契約手続き、設定等が一切不要で、購入してすぐに誰でも簡単にモバイルデータ通信 (インターネットを含む) を楽しむことができる商品であり、あたかも乾電池を利用するように、通信が利用できることを称しています。

2. PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB、American Express、Discover、MasterCard及びVISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

* 「bモバイル」、「通信電池」、「Doccica」、「VISITOR S I M」、「Turbo Charge」、「PAYG S I M」及び「モバイルI D S」は当社の登録商標です。

* 「V A I O」はソニー株式会社の登録商標です。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社6社を指し、以下同様とする）は、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと併せて、様々なソリューションを提供する事業を営んでいます。当社グループが提供しているソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

(1) 当社グループのサービス（以下、「当社サービス」という）の種類及び概要並びにセグメント情報との関連は以下のとおりです。

① 日本事業

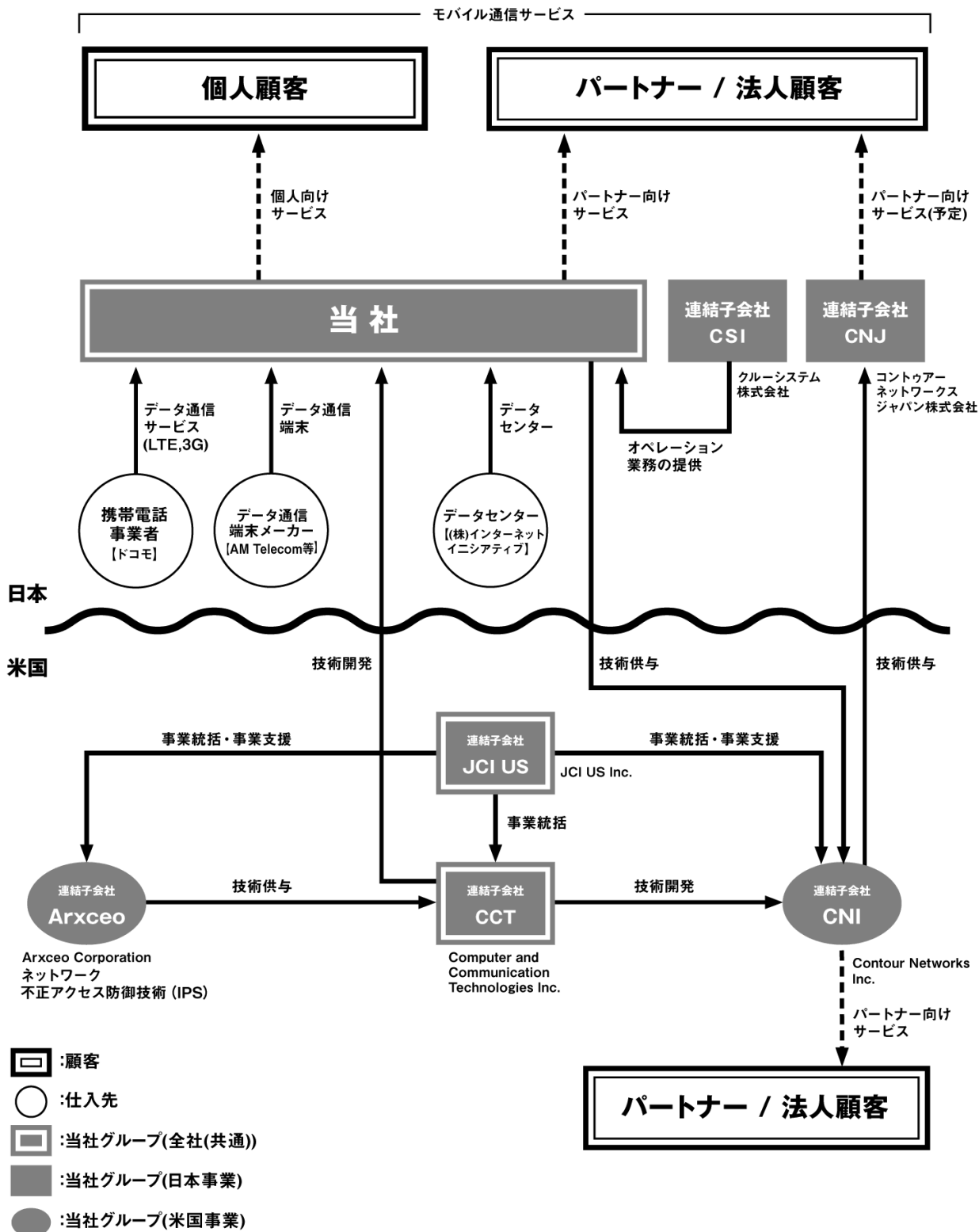
サービスの種類	主なサービスの概要
モバイル通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイル・ソリューションを提供するサービス
	(i) パートナー向けサービス
	MVNO（注2）、システムインテグレーター、ディーラーまたは機器メーカー等のパートナー向けに、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供するサービス （平成14年12月機器向けサービスとして提供開始）
	(ii) 個人向けサービス（商標：bモバイル等）
	主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信ネットワークを提供するサービス （平成13年12月サービス開始）

② 米国事業

サービスの種類	主なサービスの概要
モバイル通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイル・ソリューションを提供するサービス
	(i) パートナー向けサービス
	法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供するサービス （平成19年11月サービス開始） 特に、C N I 社が認定を受けたクレジットカード業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard））により、セキュリティに優れたモバイル専用線を提供するサービス

(2) 当社グループの事業系統図（事業内容とセグメントとの関連を含む）は以下のとおりです。

当社グループの事業系統図



(注) 顧客に対しては代理店、PCメーカー等を経由して販売することがあります。

(3) 当社サービスの詳細は、以下のとおりです。

① 日本事業

当社は、ドコモと締結した相互接続協定により提供を受けているLTE通信網及び第3世代携帯電話（以下、「3G」という）通信網を活用し、当社グループが開発したサービスと併せて、様々なソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社が提供しているソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

日本事業のモバイル通信サービスは、主な対象顧客及び提供する形態により、以下のとおり、(i) パートナー向けサービス、(ii) 個人向けサービスの二つに分けられます。

(i) パートナー向けサービス

MVNO、システムインテグレーター、ディーラーまたは機器メーカー等のパートナー向けに、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供するサービスです。(a) MVNEサービス、(b) モバイル・ソリューション・サービス、(c) 機器向けサービスの三つに分けられます。

(a) MVNEサービス

MVNOに対し、MVNOが主として一般消費者や中小法人顧客向けに提供するモバイル通信サービスの企画、開発、及び、MVNOによるサービスの提供を円滑に実現するためのソリューションを提供するサービスです。

当社は、MVNEとして、MVNOに対し、モバイル通信ネットワーク、通信端末、端末用ソフトウェア、認証システムおよび課金システム等を提供しているほか、ネットワーク・マネジメントの運用業務を受託しています。当社がMVNOに提供するMVNEサービスの内容は各MVNOによって異なりますが、当社はそれらに柔軟に対応する方針で、MVNEサービスを展開しています。

MVNO事業に参入する企業は増加の一途をたどっていますが、携帯電話市場は大手通信事業者三社の寡占状態となっており、両者の橋渡しとなるMVNEの役割は極めて大きいものとなっています。当社は、MVNOの先駆者として培った技術やノウハウ、また自らが調達したモバイル通信ネットワーク等の提供を通して、MVNEとして、多様なMVNOが活躍する携帯電話市場の実現に貢献していきます。

(b) モバイル・ソリューション・サービス

システムインテグレーター、ディーラー等のパートナー向けに、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供するサービスです。当社がパートナーに提供するモバイル・ソリューションには、モバイルIP電話、モバイル端末向けのセキュリティ、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品などがあります。

(c) 機器向けサービス

主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービスで、従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービスです。

当社グループでは、機器向けサービスのコンセプトを、サービス提供者との契約を要せず、コンセントのない状態（無線）で一定の電力を提供する乾電池になぞらえ、「通信電池」と称しています。

通常、通信サービスを利用するには、通信事業者と契約を締結することが必要ですが、機器メーカーが無線通信機能を有する機器を広く販売しようとする場合には、当該機器を購入した利用者が、通信事業者との契約等の手続を要せずに、購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用できるようにすることが必要です。「通信電池」では、ネットワーク・サービスを無線データ通信モジュールとして部品の形にしていますので、機器メーカーはこのモジュールを組み込むだけで、利用者が購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用することができる機器を作ることができます。

「通信電池」は、いつでも、どこでもネットワークにつながるユビキタス・ネットワークを構成する様々な機器類にとって必須のアイテムになるものと考えています。

(ii) 個人向けサービス

(商標：b モバイル等)

主に一般消費者向けに提供するモバイル通信サービスで、「b モバイル (ビーモバイル)」のブランドで販売しています。

個人向けサービスは、通信端末やSIMカードに、データ通信、インターネット接続及び音声通話サービス等を組み合わせて提供するもので、通信端末またはSIMカードを、PCまたはスマートフォン等に挿入するだけで、ただ

ちにインターネットに接続することができるものです。課金体系により、(a) 月額課金サービスと (b) プリペイドサービスがあります。

(a) 月額課金サービス

月額課金サービスは、通信料金等をクレジットカード払いで毎月お支払いいただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、各パートナー企業でも販売しています。

(b) プリペイドサービス

プリペイドサービスは、一定の時間、期間または通信量のパッケージを予め一括でご購入いただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、家電量販店等で販売しており、中小規模の法人にも利用されています。

(図1 参照)

図1 プリペイドサービス概念図



② 米国事業

当社の連結子会社で米国でのMVNO事業を展開するCNI社は、Verizon Wireless及びSprint Corporationとの接続により提供を受けているLTE通信網及び3G通信網を活用して、当社グループが開発したサービスと併せて、様々なソリューションを提供する事業を営んでいます。

CNI社が提供しているソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術群によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

・パートナー向けサービス

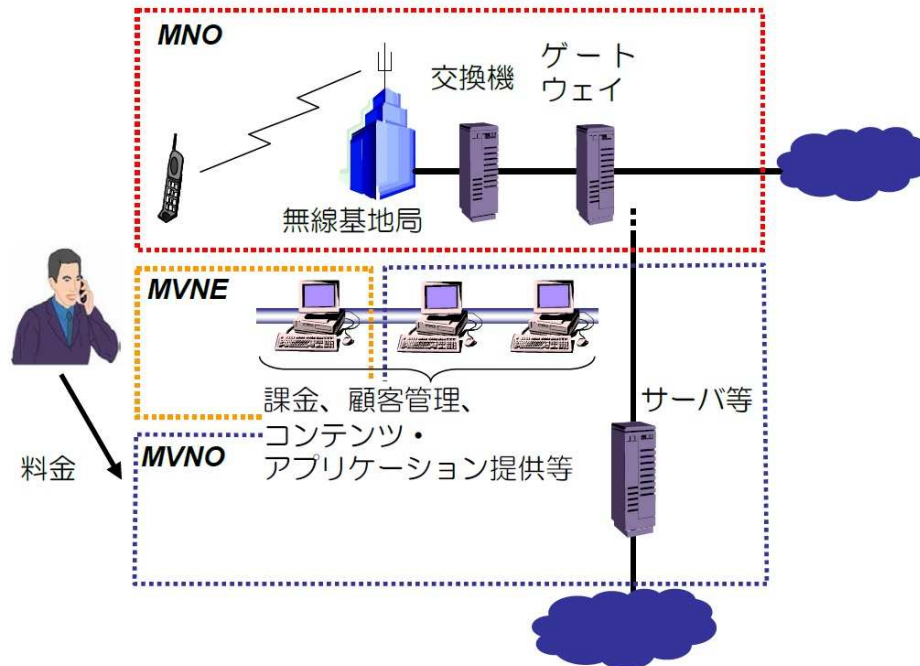
CNI社は、法人顧客を中心としたパートナー向けに、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術群を用いたセキュアなネットワークを提供しています。

CNI社は、平成20年6月にクレジットカード業界の情報セキュリティ基準 (PCI DSS) の認定を受け、米国及びカナダで、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しないモバイル専用線サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM (現金自動支払機) 等の端末から決済センターまでのEnd to Endを、無線の専用線で提供できることです。インターネットに出ることなく、専用線の中で通信が完結するため、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができます。米国事業では、ATMを中心に、POS (店頭端末)、自動販売機、KIOSK (設置型情報端末) など、モバイル専用線サービスの利用用途を拡大していきます。

また、CNI社は、米国内の通信事業者、システムインテグレーター、ディーラーまたは機器メーカー等のパートナー向けに、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを部品として提供しています。従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにしています。

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。(図2 参照)

図2 MVNO説明図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、平成28年5月最終改定）に掲載されている図に基づく

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 359.97	米国事業の統括	100.0	—	役員の兼任 3名 貸付金あり
Contour Networks Inc.	米国ジョージア州 アトランタ	(US\$) 424.34	米国でのMVNO事業	100.0 (100.0)	—	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任 2名
Computer and Communication Technologies Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 513.70	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発	100.0 (100.0)	—	技術及びサービスの開発委託並びに当社サービスの一部の運用委託 役員の兼任 2名
Arxceo Corporation	米国フロリダ州 ポンテベドラビーチ	(US\$) 422.83	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売	100.0 (100.0)	—	ネットワーク不正アクセス防御技術に関する提携 役員の兼任 2名
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売	100.0 (100.0)	—	モバイル通信サービス及びセキュリティ・ソリューションに関する提携 役員の兼任 なし
クルーシステム株式会社	東京都港区	(千円) 150,000	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託	100.0	—	電気通信事業にかかるオペレーション業務の委託 役員の兼任 1名

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

2. 平成28年4月15日に、以下の子会社(連結子会社)を設立しました。

(名称) JCI Europe Communications Limited (略称: JCI ヨーロッパ)

(住所) アイルランド ダブリン

(資本金) 50万ユーロ

(主要な事業の内容) ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業

(議決権の所有割合) 100%

(関係内容) 役員の兼任 1名

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本事業	64〔7〕
米国事業	2〔0〕
報告セグメント計	66〔7〕
全社(共通)	49〔1〕
合計	115〔8〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部門及び研究開発部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
95〔4〕	37.4	6.3	6,679

セグメントの名称	従業員数(名)
日本事業	63〔3〕
報告セグメント計	63〔3〕
全社(共通)	32〔1〕
合計	95〔4〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は1996年の創業時から、MVNO事業モデルという新たな通信事業の在り方を提唱し、以来一貫して自ら実践してまいりました。この間、約20年に及ぶ歴史において、2016年3月期は、記念すべき節目を迎えました。即ち、2016年5月に施行された電気通信事業法及び関連法令等の改正において、電気通信事業の公正な競争を促進するための政策として、MVNOの参入を促進し、MVNOの事業展開を迅速化するための接続ルールの充実が図られたのです。

それまで、MVNOは、電気通信事業法及び電波法等に基づいて存在していましたが、その参入及び事業展開は、総務省が策定した「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」によって促進されるものに留まっていた。今般、法令の改正趣旨としてMVNOの参入促進が明記されたことは、MVNO事業モデルが、電気通信事業の公正な競争を促進するための政策としての評価を得て、我が国の将来を担う戦略の一つとして明確に位置付けられたことを意味しています。

2015年5月に改正電気通信事業法が公布されてから2016年5月に施行されるまでの間、改正法の実施にあたって重要となる総務省令等の整備が進められましたが、当社は、MVNO事業モデルの提唱者かつMVNO事業のパイオニアとしての知見を提供し、実効性のある制度にするための働きかけを積極的に行いました。その結果、基地局等の設備を持つMNOがMVNOに貸し出すべき機能や貸し出す際の接続ルールが制度化される等のMVNOに対する規制緩和の方針が決定されたのです。

当社が、2007年11月に総務大臣裁定を得て、ドコモとの相互接続を実現したことは、いわば第1次MVNO規制緩和であったと言えますが、今回の法令改正で接続ルールの充実が図られ、従来のMVNOにはできなかったサービスを提供することができる環境が整ったことは、第2次MVNO規制緩和であると言えます。

第1次MVNO規制緩和は、格安SIMや格安スマホという新たな市場を生み出し、多くのMVNOが新規参入することで、一つの業界を形成するに至りました。しかしながら、今日のMVNOは、格安SIM一辺倒となり、不毛な価格競争に陥っています。そもそも、MVNOの存在意義は、通信サービスの低廉化に貢献するのみならず、多様化に貢献することにあります。そのためにはMVNOが多様なサービスを提供できるだけの技術基盤が必要です。これまでは、MNOが保有する携帯網機能のMVNOへの貸し出しについて、MNO自身が決定していたため、MVNOが要望しても開放されることはなく、MVNOがサービス面での差別化を実現できない状況が続いていました。

しかしながら、今回の法令改正で接続ルールの充実が図られ、MNOがMVNOに貸し出すべき機能が総務省令等で定められたことで、従来のMVNOにはできなかったサービスを提供することができる環境が整いました。当社はこの規制緩和によるチャンスをしっかりと受け止め、MVNO業界の次なる飛躍のドライバーとなるべく、新事業戦略を推進してまいります。

なお、当社の新事業戦略は、様々な差別化したソリューションを実現するイネイブラーとして、これらのソリューションをMVNO、システムインテグレーター、メーカーまたは金融機関等に提供し、通信サービスの低廉化のみならず多様化にも貢献する真のMVNO事業モデルを実現する戦略です。詳細については、2016年1月22日公表の「日本通信、新事業戦略を発表 - 総務省によるMVNO規制緩和方針を受け - 」をご覧ください。

(日本事業)

2016年3月期は、MVNO事業モデルを取り巻く法制度が一気に整備され、当社が新事業戦略へと大きく舵を切った1年になりました。

2016年3月期初めに改正電気通信事業法が公布されたことを受け、当社のマネジメントチームは、法律の細目にあたる省令等についての要望を関連省庁に訴え、働きかけることを最重要課題として注力しました。2015年9月には、首相から総務相に携帯電話料金引き下げの検討指示が出されたことから、総務省において有識者会議（タスクフォース）が開催されましたが、当社はその場でも強く訴えかけました。第2次MVNO規制緩和は、このような経緯を経て打ち出されたものです。

日本事業としては、従来からのSIM事業を継続するとともに、新たなソリューションを提案するMSP（モバイル・ソリューション・プラットフォーム）事業の立ち上げを推進しましたが、当第4四半期からは、2016年1月22日に打ち出した通り、SIM事業及びMSP事業をパートナー企業とともに推進するイネイブラー事業を柱とする新事業戦略に切り替え、規制緩和により実現可能となった新たな当社ネットワーク基盤の構築を早期に実現することを最優先課題として取り組みを行っています。

なお、当社は2015年6月に東京証券取引所市場第一部へ市場変更しましたが、これは、MVNO事業モデルが一つの業界を形成するに至り、当社はそのパイオニアとして各方面に認めていただいた成果であると理解しています。

(米国事業)

米国における統括会社であるJCI US Inc.のもと、MVNO事業を行っているCNI社、サイバーセキュリティ技術を有するArxceo社の2社が営業活動を行っています。

CNI社は引き続きATM向け無線専用線事業を柱に、セキュアなネットワークを教育向け等の他分野で提供するための市場開拓を進めています。特に米国最大手の携帯事業者であるベライゾンとの協業により進めている教育分野は、多方面から注目されている領域であり、これからの成長が期待できる分野です。

Arxceo社が保有するサイバーセキュリティ技術は、すでに多くの特許を取得しており、サイバーセキュリティへの関心が高まる時代背景のもと、技術者を増員してさらなる開発に注力しています。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,109百万円（前年は5,139百万円）、営業損失1,997百万円（前年は408百万円の営業利益）、経常損失1,993百万円（前年は463百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失2,158百万円（前年は327百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は1,502百万円となり、前連結会計年度末に比べ、2,804百万円減少しました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,206百万円の支出（前連結会計年度末は420百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失2,059百万円を計上したこと、売上債権が563百万円、たな卸資産が412百万円、仕入債務が651百万円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,547百万円の支出（前連結会計年度末は488百万円の支出）となりました。これは主に定期預金の預入による支出1,089百万円、固定資産の取得による支出473百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは22百万円の収入（前連結会計年度末は1,671百万円の収入）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(4) 販売実績の項をご参照ください。

(2) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	1,876,647	95.1
米国事業 (千円)	191,071	75.6
合計 (千円)	2,067,719	92.9

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
2. 金額は仕入価額で表示しています。

(3) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(4) 販売実績

当社グループの販売実績は、出荷金額に基づいており、当連結会計年度販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	3,741,496	78.7
米国事業 (千円)	368,274	98.8
合計 (千円)	4,109,770	80.1

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社デジックス	—	—	537,600	13.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当社が創業時から提唱していたMVNO事業モデルは、20年の歳月を経て、ようやく日本市場に定着しました。また、2016年5月に施行された電気通信事業法及び関連法令等の改正においては、電気通信事業の公正な競争を促進するためにMVNOの参入を促進し事業展開の迅速化を図ることが明示され、併せて、基地局等の設備を持つMNOがMVNOに貸し出すべき機能や貸し出す際の接続ルールが制度化されました。当社が総務大臣裁定を得てドコモとの相互接続を実現したことは、第1次MVNO規制緩和であったと言えますが、今回の法令改正で接続ルールの充実が図られ、従来のMVNOにはできなかったサービスを提供することができる環境が整ったことは、第2次MVNO規制緩和であると言えます。

これによりMVNOは、単なる格安SIM事業者ではなく、IoTを始め、FinTech（ファイナンス領域と技術領域の融合から生まれる市場）、EdTech（教育領域と技術領域の融合から生まれる市場）、MedTech（医療領域と技術領域の融合から生まれる市場）等の分野で、様々なソリューションのプラットフォーム基盤を提供できるようになります。

このような状況のもと、当社の課題は、規制緩和で新たに実現可能となった技術プラットフォーム基盤を着実に早期に実現し、さらに新技術プラットフォーム基盤を活用した魅力あるサービスを作り出し、提供していくことにあります。中でも、セキュアかつ信頼できるネットワークサービスを提供することこそが、当社に最も求められている事業領域であると捉えています。

しかも、これを国内のみならず、グローバルに提供可能とすることが当社の使命です。当社のパートナー企業及び顧客企業の多くはグローバル企業として事業展開しており、当社のグローバルなネットワークにより、セキュリティを守りつつ、信頼を持って情報を運ぶことが求められているからです。

上記の課題に対処するうえで最も重要な点は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身に付けていく仕組みです。また、クルーシステムにより、比較的短期間で専門技術や専門スキルを習得できる環境を作ることが可能となっており、当社グループの対応力を格段に高めることができます。当社グループは、クルーシステムを事業遂行基盤として、対処すべき課題に取り組んでいきます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開、経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信を利用目的によって分けると、音声通話とデータ通信の二つに大別できますが、音声通話の市場は、携帯電話の普及が進み、飽和状態にあります。一方、データ通信の市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるものの、未だ成長期にあると言えます。データ通信のうち、固定回線によるものは、光ファイバーやケーブルテレビ等により、高速・大容量の有線ブロードバンドが提供され、浸透しています。モバイル通信によるものもまた、急速に普及が進みましたが、その普及の速さゆえに、セキュリティやプライバシーに関わる課題も広く認識され、大きな関心を集めています。モバイル通信の活用範囲及び市場規模の更なる拡大の成否は、これらの課題が技術及び制度の両面において適切に解決され、誰もが安心して利用できる通信手段になりうるか否かにかかっています。

無線通信やセキュリティ等の技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術面の課題はいずれ克服されていくものと考えますが、技術の進歩が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。また、無線通信やセキュリティ等の制度面の課題については、行政及び各事業者が高度な問題意識を持って取り組むことで早期に整備されていくものと考えますが、制度の整備が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。いずれの場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

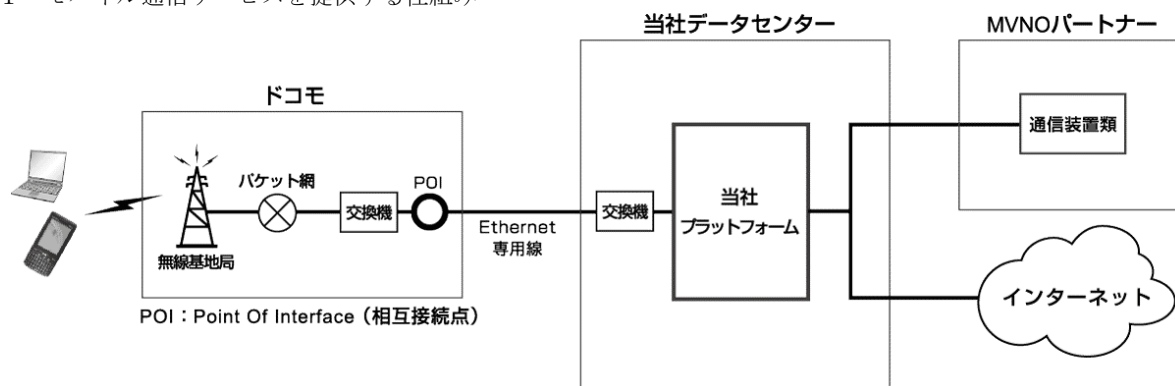
(2) 当社サービスの仕組みについて

① モバイル通信網等について

当社は、携帯電話事業者から調達したモバイル通信サービスを活用して、音声通話サービス、セキュリティ技術、IP電話等の各種アプリケーション、または通信端末等を組み合わせることで当社独自の通信サービスを設計し、一般消費者を含む様々な顧客層及びパートナー企業にモバイル通信のソリューションを提供しています。

当社サービスの基盤となっているのはモバイル通信サービスですが、現時点において、モバイル通信サービスを提供する仕組みは、下図のとおり、ドコモのモバイル通信網等のネットワーク（以下、「モバイル通信網等」という）、専用線接続部分並びに当社グループのデータセンター等から構成されています。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブが運営するデータセンター内に収容しています。

図1 モバイル通信サービスを提供する仕組み



モバイル通信サービスを提供する仕組みのうち最も主要な部分は、携帯電話事業者のモバイル通信網等ですが、これは、当社が携帯電話事業者と締結した契約に基づいて調達しています。

従って、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない場合は、当社はモバイル通信サービスを提供することができません。また、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結した場合も、当該契約が携帯電話事業者によって解除される等により終了した場合は、当社は、モバイル通信サービスの提供を継続することができない事態となります。

当社は、モバイル通信網等の調達にあたっては、電気通信事業法上の制度である相互接続に基づく契約を締結するなど、安定した事業基盤を確保するために最大限の努力をしています。しかしながら、当社が新たなモバイル通信網等を調達するにあたり、携帯電話事業者が相互接続に応じない場合は、携帯電話事業者の裁量の余地がより大きい卸契約によって調達せざるを得なくなる可能性もあります。

また、当社が携帯電話事業者と締結したモバイル通信網等を調達する契約について、従前と同様の条件で継続することができる保証はありません。当社は、携帯電話事業者が積極的に訴求しない分野での潜在需要を喚起する等により、通信市場全体の拡大を図るとともに、携帯電話事業者に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社が将来にわたり携帯電話事業者との契約を更新することができるという保証、または、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、今後、調達条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、携帯電話事業者の事業方針の変更等により、当社が従前より不利な条件での調達を余儀なくされる可能性があるほか、携帯電話事業者自身が顧客にとってより魅力的な自社サービスを展開し、それを当社に対する提供条件には反映させないこと等により、当社と携帯電話事業者との契約が維持されたとしても、結果的に当社サービスの競争力が失われる事態となる可能性もあります。当社が携帯電話事業者からの調達条件を維持もしくは改善することができなかった場合、または携帯電話事業者からの調達条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開においても、携帯電話事業者に依存する側面があることは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大は、携帯電話事業者のモバイル通信網等における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上は、携帯電話事業者におけるモバイル通信網等の性能の向上が前提となります。

② モバイル通信網等のネットワーク設備の障害について

携帯電話事業者のモバイル通信網等の維持管理は携帯電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを確実に提供するためには、携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していることが前提となります。携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、携帯電話事業者においてモバイル通信網等の適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、携帯電話事業者のモバイル通信網等に障害が発生する可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容するとともに、複数の拠点にデータセンターを設置することでリスクの分散化を図っています。さらに、データセンター内のネットワークシステムについては、その通信状態を終日監視する体制を整備し、継続的に通信状態をテストすることにより、障害等の発生を早急に感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時にも極力短時間で復旧できる準備体制を整えています。

しかしながら、このような体制を敷いているにもかかわらず、大規模地震を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防ぐことはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社開発を含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するモバイル通信サービスは、モバイル通信網を使用するため、利用場所、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話事業者から当社グループのデータセンターまでを接続す

る専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存します。加えて、当社グループのデータセンターから顧客法人までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループが提供するモバイル通信サービスでは、LTE・3Gのモバイル通信技術、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準等の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の内容について

① 通信端末の調達について

モバイル通信サービスで使用する通信端末は複数の特定企業からODM（注）等の方法により、発注し、調達していますが、携帯電話事業者の政策や市場環境により、調達条件は都度異なります。

当社グループは、これらの通信端末の調達条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、調達条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、通信端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ODM（Original Design Manufacturing）とは、受託者が製品の設計をした上で、委託者のブランドで製品を生産し、委託者に供給することをいいます。

② 通信端末の陳腐化リスク等について

モバイル通信サービスで使用する通信端末は、通信端末メーカー及び代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うことになります。当社グループでは、通信端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した通信端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会を逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信端末の製造物責任等について

当社は、モバイル通信サービスで使用する通信端末を通信端末メーカーまたは代理店から調達して販売しています。当社は、通信端末を調達するにあたり、品質等の検査を行っていますが、それにもかかわらず、当該通信端末に検取時に判明しない欠陥があり、事故等の被害が生じた場合には、当社は、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。また、製品事故に至らなくても、当該通信端末の技術基準等に問題があった場合は、製品の回収義務を負う可能性があります。これらの場合は、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信用を大きく毀損し、売上の低下や収益の悪化など、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していくこと、すなわち激変する業界にあって迅速に動向を把握し、あるいは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及び技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保について

当社グループは、新たな領域で事業を行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、そのような人材を失うことによる事業への影響の可能性は否定できません。当社グループは、事業の拡大に伴い、適切な人材を確保し、体制の充実に努める方針ですが、優秀な人材を適時に採用することは容易ではありません。当社グループが、事業の拡大に必要な適切な人材を確保することができなかつた場合、採用した従業員が短期間で退職した場合、または、限られた人材に依存している状態で従業員に業務遂行上の支障が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供するモバイル通信サービスは、その市場が成長期にあることから、現在の競合に加え、今後の更なる新規参入による競争激化が予想されます。特に、当該サービス分野は、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連事業者が提供するシステムサービスの側面とを併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

① 携帯電話事業者について

通信回線設備を有する携帯電話事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を単独で提供することが可能です。

従来、携帯電話事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、巨大な事業規模を誇る携帯電話事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合には、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、音声通話の市場が成熟期に入っていることから、携帯電話事業者はMNP（携帯電話番号ポータビリティ）転入超過数を重要な経営指標として位置づけています。こうした携帯電話事業者がMNP転入超過数の極大化を意図して、大々的な販売促進を展開した場合、既存顧客を失う事態、または当社グループのオペレーションが過大な負荷を被る事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、携帯電話事業者は、当社グループにとってモバイル通信網等の調達先でもあります。したがって、携帯電話事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供しうるサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② MVNOについて

当社と競合する他のMVNOの多くは固定回線系ネットワークサービスから進出した事業者であることから、すでに顧客に固定回線サービスを提供している実績があります。したがって、固定回線サービスの既存顧客に対し、モバイル通信サービスを販売していくことにより、モバイル通信サービスの販売を拡大する機会に恵まれています。また、固定回線サービスの顧客を維持・拡大するため、モバイル通信サービスにおいて戦略的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ S I（システムインテグレーター）について

S Iは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。S Iが携帯電話事業者と提携する等により、通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) パートナービジネスへの依存について

当社は、MSEnabler（モバイル・ソリューション・イネイブラー）として、パートナー企業を通じて幅広い顧客ニーズに対応するためのモバイル・ソリューションを提供することを事業の中核に据えています。そのため、当社事業の中長期的な成長の成否は、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができるか、また、構築した信頼関係を維持・拡大することができるか否かにかかっています。当社は、パートナ

一企業との協業を成功させるため、最大限の経営資源を投入して、その強化を図っていますが、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができなかった場合、信頼関係の構築に当社が想定する以上の時間を要した場合、または構築した信頼関係を維持・拡大することができなかった場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権及び法的規制等について

① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。また、知的財産の保護のため、必要に応じて特許出願等を行うとともに、他社の技術やノウハウの動向を把握していくよう努めています。しかしながら、出願した特許等が必ず権利登録されるという保証はありません。

また、当社グループが知的財産保護のために行ってきた出願もしくは登録、または今後行う出願もしくは登録が十分なものではない可能性があり、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣される可能性があります。

さらに、当社グループの知的財産について仮に権利が取得できていたとしても、第三者によって侵害される可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があるのみならず、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、モバイル通信サービスの提供にあたり、複数の第三者から、技術またはブランド（商標）等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスや通信端末を提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加により競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業が属する業界において、例えばプリペイド・サービスにおける事業活動が制約される自主規制が設けられた場合、同サービスの継続に支障を来す可能性、または同サービスのコストが増加する可能性があります。当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の保護について

当社は、当社サービスを提供するにあたり、顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報を取得することがあり、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務を負っています。

当社が取得した個人情報は、当社並びに当社連結子会社であるクルーシステム株式会社及びCCT社において業務上取扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、社員、契約社員及び派遣社員の全員が入社時及び毎年、秘密保持誓約書を提出するものとし、個人情報に接する機会の多いコールセンターの構成員は原則として正社員のみとしています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。万一、当社グループが保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他

① 業績の予測について

MVNO事業の歴史はまだ浅く、特に、当社グループが展開するデータ通信MVNOは新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のMVNO事業の業績に影響を与える可能性のある同事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画ですが、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ストックオプションによる株式の希薄化について

当社グループは、当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプションによるインセンティブ・プランを採用しており、会社法第238条に基づき発行された新株予約権を、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に付与しています。これらのストックオプションが行使されれば、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、役員及び従業員等の士気を高め、あるいは、有能な人材を獲得するためのインセンティブとして、今後も新株予約権の付与を行う可能性があります、さらに株式価値の希薄化を招く可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	株式会社インターネットイニシアティブ	日本	広域複合ネットワークサービス契約	データセンターの運営・管理	平成14年2月4日から平成15年2月3日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ	日本	相互接続協定書	3Gネットワークに関する、レイヤー2による相互接続	契約期間の定めなし (締結日：平成21年3月13日)
Contour Networks Inc. (旧 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	Sprint Spectrum L.P.	米国	Private Label PCS Services Agreement	レイヤー2接続に関する契約	開始日：平成22年3月17日 終了日：商用化実施日から起算して5年間が経過する日 (その後は1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ	日本	卸電気通信役務の提供に関する契約書	3G音声卸サービスに関する契約	平成22年4月15日から平成25年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオンリテール株式会社	日本	販売代理店契約書	モバイル通信サービスの販売委託	平成22年12月24日から平成23年12月23日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	シネックスインフォテック株式会社	日本	販売代理店契約書(対面販売・ECサイト販売)	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年7月29日から平成24年7月28日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオン北海道株式会社	日本	販売代理店契約書(対面販売)	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年7月31日から平成24年7月30日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオン九州株式会社	日本	販売代理店契約書(対面販売)	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年9月21日から平成24年9月20日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	丸紅無線通信株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成24年2月1日から平成27年1月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社ベステック	日本	売買基本契約書	通信端末の仕入れ	平成24年1月31日から平成25年1月30日まで (1年単位の自動更新)

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信(株)	株式会社NTTドコモ	日本	第3種Xiサービスの提供に関する契約書	LTE音声卸サービスに関する契約	平成25年1月16日から第3種Xiサービスの廃止がなされるまで
Contour Networks Inc.	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サービス及びデータ通信サービスの仕入れ	平成25年10月29日から平成26年12月31日まで(1年単位の自動更新)
日本通信(株)	V A I O株式会社	日本	V A I O商標ライセンス契約書	商標のライセンス	平成26年12月24日から平成27年12月23日まで(1年単位の自動更新)
日本通信(株)	Quanta Computer Inc.	台湾	ORIGINAL DESIGN MANUFACTURER AGREEMENT	通信端末の生産委託契約	平成27年3月17日から平成32年3月16日まで(2年単位の自動更新)
日本通信(株)	ディーリンクジャパン株式会社	日本	基本取引契約書	通信端末の仕入れ	平成28年2月5日から平成29年2月4日まで(1年単位の自動更新)

(注) 上記契約の相手方名称は、すべて平成28年3月31日現在の商号によります。
また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

6 【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は81,631千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、このような研究開発活動で得られた技術及び知見は、日本事業、米国事業のセグメントを超えて共用されていますので、セグメントの内訳金額はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計方針に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

収益の認識

当社グループは、次のサービスラインごとに売上計上基準を分けています。

① プリペイド・サービス（bモバイル）及び機器向けサービス（通信電池）

当該期間の通信サービスを提供するもの（例：12ヶ月間使い放題のSIM）は当該期間にわたって売上高を按分して計上。

② テレコム・サービス

移動体通信端末の売上は出荷基準

通話料及びその他付加価値サービスの売上は役務提供基準

繰延税金資産

当社グループは、企業会計上の収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時点が異なることから、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に一時的な差異が生じる場合において、一定期間内における回収可能性に基づき貸借対照表上に繰延税金資産を計上しています。当社グループの将来的な業績予想を検討して十分回収可能性があると考えていますが、状況によっては繰延税金資産の全額または一部を取崩す必要が生じる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は4,302百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,952百万円減少しました。これは主に現金及び預金が1,515百万円、売掛金が567百万円、有価証券が200百万円、商品が415百万円減少したことによるものです。固定資産は1,461百万円となり、前連結会計年度末に比べ32百万円増加しました。

この結果、総資産は5,763百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,920百万円減少しました。

当連結会計年度末における流動負債は2,307百万円となり、前連結会計年度末に比べ29百万円増加しました。これは主に短期借入金が増加した一方、買掛金が652百万円、一年内返済予定の長期借入金が増加した226百万円、未払金が増加した106百万円減少したことによるものです。固定負債は752百万円となり、前連結会計年度末に比べ810百万円減少しました。これは主に長期借入金が増加した764百万円減少したことによるものです。

この結果、負債は3,060百万円となり、前連結会計年度末に比べ781百万円減少しました。

当連結会計年度末における純資産は2,703百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,138百万円減少しました。

この結果、自己資本比率は46.0%（前連結会計年度末は55.2%）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要及び財政政策

今後の主たる資金需要は、運転資金と設備投資に分けられます。運転資金については、データ通信サービスの売上回収期間が極めて短いため、事業規模が拡大しても、営業活動で生じるキャッシュ・フローで仕入債務を十分にまかなうことができます。また、設備投資については、これまでに構築してきたハードウェア及びソフトウェアの通信サービス基盤に対して追加的な投資を行い、他社にはまねのできない差別化されたサービスの提供や通信処理能力の向上を進めていきます。設備投資はおおよそ売上の5%程度を目安に実行することで、このような目的を達成できると考えています。

一方、①で述べたとおり、当社の事業は収益性が強化され、キャッシュを通期で順調に生み出す段階にまで成長してきており、今後の一定の資金需要については自己資金で賄うことができると考えています。

しかし、事業基盤を更に安定させるとともに、機動的な事業展開を行うために手元資金を充実させることは、引き続き重要な課題として認識しています。このため、自己資金に加えて、銀行借入金やリース等によって一時的な資金ニーズなどに対応し、財政の健全性を強化する方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、急速な需要増に対するサービス基盤の強化及びサービスの差別化を強化することを目的として設備投資を実施しました。

当社が創業時から推進・実現してきたMVNO事業モデルは、ここに来てようやく認知を得るようになってきたことから、当社サービスへの需要は急速に増大しています。モバイルネットワークそのものは、NTTドコモ等の設備を使用していることから需要増への対応は不要ですが、当社が持つネットワーク設備及び顧客対応システム等については、スケーラビリティを常に強化しておく必要があります。

また、MVNO事業者が増加し、サービス競争が始まる状況の中、他社との差別化を実現するためのサービス開発投資を実施しています。

上記に関する設備投資は、ネットワーク及びシステム機器類の有形固定資産と自社開発ソフトウェアの無形固定資産に分かれますが、これらに436百万円の設備投資を実施しました。

日本事業においては、コンシューマ向けSIM新製品や、MVNOパートナー向け通信サービスを提供するため、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに357百万円の設備投資を実施しました。

米国事業においては、ATM向け無線通信サービスの顧客ベースが堅調に増加しており、設備の能力及び冗長性を強化する目的でネットワーク機器などに76百万円の設備投資を実施しました。

全社（グループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有する米国子会社）においては、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などの設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

平成28年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建 物	車 両 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
本社 (東京都港区)	日本事業 及び全社 (共通)	サービス 設備	103,678	69,088	80,399	253,166	95 (4)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				建物及び 器具備品	リ ー ス 資 産	合 計	
Contour Networks Inc.	本社 (米国ジョージア州ア トランタ)	米国事業	サービス 設 備	541	—	541	2 (0)
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イン グルウッド)	全 社 (共通)	開発設備	12,450	2,742	15,192	13 (0)
Arxceo Corporation	本社 (米国フロリダ州ポン テベドラビーチ)	米国事業	開発設備	9,236	—	9,236	0 (0)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、主力サービスであるデータ通信サービスについて継続的な開発投資及び設備投資を行っています。

当社グループは、日本及び米国において事業を展開しており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、661百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	平成28年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
日本事業	661	ネットワーク設備増設等	自己資金及び借入金
合計	661		

(注) 1. 計画概要は以下のとおりです。

安心・安全なネットワークを提供するために、ネットワーク基盤の整備拡張への投資227百万円、新たに開放される機能を利用するための設備及び技術開発への投資263百万円、次世代サービス提供のための基盤強化など171百万円となっています。

2. 金額には消費税等を含めていません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所名または登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	140,623,239	140,623,239	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	140,623,239	140,623,239	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

・新株予約権（ストックオプション）

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	500（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	47（注3）	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70.39 資本組入額 36	同左
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成26年8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数（個）	43,590（注2）	43,570（注2）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,359,000	4,357,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注3）	同左
新株予約権の行使期間	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 722.50 資本組入額 362	同左
新株予約権の行使の条件	（注4）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注6）	同左

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	115,240(注2)	115,220(注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,524,000	11,522,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月5日から 平成34年8月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 資本組入額 177	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は500株とする(平成21年7月1日付の1株を5株に分割する株式分割、及び、平成26年4月1日付の1株を100株に分割する株式分割に伴う調整による)。
 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
 ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は100株とする。
 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
 ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めるものとする。

(a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

(b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a) の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b) の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

- (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
 - (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。
- ③ 定年退職
- 新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。
- ④ 定年前退職
- 新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。
- ⑤ 相続人による権利行使
- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
 - (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。
- ⑥ 新株予約権の放棄
- 新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。
- ⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限
- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的である株式の数を調整する算式（注2）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（注3）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

- (i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (ii) 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。

⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年7月31日 (注1)	—	1,338,610	△1,837,955	2,000,000	△1,864,410	364,371
平成23年8月1日～ 平成24年3月31日 (注2)	4,215	1,342,825	30,595	2,030,595	30,591	394,963
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注2)	735	1,343,560	1,960	2,032,555	1,960	396,923
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注2)	5,470	1,349,030	15,635	2,048,190	15,634	412,557
平成26年4月1日 (注3)	133,553,970	134,903,000	—	2,048,190	—	412,557
平成26年4月1日～ 6月5日 (注2)	293,000	135,196,000	12,427	2,060,617	12,055	424,613
平成26年6月6日 (注4)	3,131,739	138,327,739	481,095	2,541,712	481,095	905,708
平成26年6月7日～ 平成27年3月31日 (注2)	1,744,500	140,072,239	67,283	2,608,995	65,595	971,304
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注2)	551,000	140,623,239	27,410	2,636,405	26,663	997,967

- (注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し、また、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少するとともに、これらをその他資本剰余金に振替えたものです。
 2. 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加です。
 3. 株式分割（1株を100株に分割）によるものです。
 4. 第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権の全部行使による増加です。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	34	164	96	95	50,175	50,583	—
所有株式数(単元)	—	94,064	16,775	8,746	362,616	1,742	922,183	1,406,126	10,639
所有株式数の割合(%)	—	6.68	1.19	0.62	25.78	0.12	65.58	100.0	—

(注) 1. 自己株式15,000株は、「個人その他」に150単元含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注1)
ユーロクリアーバンク エスエイ エヌブイ(注2) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	30,106,239	21.40
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	3,032,800	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注3)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,196,500	1.56
池田 誠二	東京都台東区	1,333,300	0.94
三田 聖二(注4)	東京都港区	1,321,100	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,074,000	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,073,900	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,055,700	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,046,300	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	957,900	0.68
計	—	43,197,739	30.71

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。
 2. 当該株主の持株数のうち、16,074,500株はエル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー(当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています)が保有しています。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、日本トラスティ・サービス信託銀行

株式会社（信託口3）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、すべて信託業務に係る株式です。

4. 当社代表取締役会長です。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 140,597,600	1,405,976	同上
単元未満株式	普通株式 10,639	—	同上
発行済株式総数	140,623,239	—	—
総株主の議決権	—	1,405,976	—

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	15,000	—	15,000	0.01
計	—	15,000	—	15,000	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づいて新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は以下のとおりです。

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成19年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社従業員 15 当社子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成26年8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 2 当社従業員 87 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年7月13日取締役会決議（第19回新株予約権）

決議年月日	平成27年7月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 2 当社従業員 78 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。ただし、平成28年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りは含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	15,000	—	15,000	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りまたは売渡しによる株式は含めていません。

3 【配当政策】

(1) 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。

しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、新たな市場の拡大によって当該企業が成長した結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、日本においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長可能性が見込まれます。

そのため、事業から生み出されるキャッシュは、極力再投資し、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である、配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。

引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、当社が成長した結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご留意ください。

当社は「(1) 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

(3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「(1) 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
最高 (円)	14,100	10,180	21,970 ※318	1,268	504
最低 (円)	5,900	4,700	4,900 ※184	306	148

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月15日までは大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成25年7月16日から平成27年5月31日までは東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成27年6月1日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 当社は、平成26年4月1日付で、1株を100株に分割する株式分割(権利落日:平成26年3月27日)を行っています。※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月
最高 (円)	334	370	367	275	222	243
最低 (円)	291	264	250	155	148	190

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
取締役会長 (代表取締役)		三田 聖二	昭和24年6月10日生	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社、プロダクト オペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動電話事業部長 兼 モトローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan合同会社) 代表取締役社長就任 兼 アップルコンピュータ(現 ア ップル) 本社(米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日 アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役 就任 平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィ ー・ビー・エー設立 マネージング ディレクター就任(現任) 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネットワー クに関する国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所(旧 日本アイルランド経済協会) 会頭就 任 平成27年6月 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注3)	1,321,100
取締役社長 (代表取締役)		福田 尚久	昭和37年7月21日生	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 (株)群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan合同会社) 入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ(現 アップ ル) 本社(米国) 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 平成27年6月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注4)	22,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
常務取締役 (代表取締役)		片山 美紀	昭和39年6月17日生	昭和62年3月 聖心女子大学 文学部哲学科卒業 昭和62年4月 上智大学 文学部仏文学科事務室入職 平成4年3月 国立東京第二病院(現 国立病院機構東京医療センター) 附属看護学校卒業 平成4年4月 聖路加国際病院 人間ドック病棟 看護師 平成8年4月 エル・ティ・エス㈱入社 平成12年2月 当社転籍 社長室長 平成19年8月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション ディレクター 平成20年1月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション アシスタントバイスプレジデント 平成21年3月 ミシガン大学ロススクールオブビジネス ヒューマンリソース上級幹部教育プログラム 修了 当社 執行役員就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 平成24年6月 当社 代表取締役常務就任(現任) 平成26年5月 クルーシステム㈱ 代表取締役社長就任 平成27年9月 インシアード エグゼクティブファイナンス教育プログラム 修了	(注4)	184,000
取締役		塚田 健雄	昭和7年10月3日生	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業㈱(現 トヨタ自動車㈱) 入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移動通信㈱(現 KDDI ㈱) 専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任(現任) 平成12年12月 ㈱トヨタエンタプライズ 最高顧問就任 平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任	(注3)	—
取締役		井戸 一朗	昭和7年7月1日生	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル㈱(現 アズビル ㈱) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任(現任)	(注4)	7,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
取締役		師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株) 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	7,500
取締役		寺本 振透	昭和38年1月31日生	昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村眞田法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 TMI総合法律事務所 アソシエイト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 平成8年1月 寺本法律事務所 (後 寺本合同法律事務所に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科特任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—
取締役		山田 喜彦	昭和26年5月11日生	昭和49年3月 慶應義塾大学 経済学部卒業 昭和49年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 平成15年4月 同社 PAVC社 副社長 システム事業グループ長 平成16年6月 同社 役員就任 北米本部長 アメリカ松下電器(株) 会長就任 平成19年4月 松下電器産業(株) 常務役員就任 平成22年4月 同社 インダストリー営業担当 平成22年6月 同社 常務取締役就任 平成23年6月 同社 代表取締役専務就任 平成24年1月 同社 デバイス担当 平成25年4月 同社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 社長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長就任 海外戦略地域担当 平成28年6月 同社 常勤顧問就任 (現任) 平成28年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
監査役 (常勤)		庄司 一郎	昭和28年12月20日生	昭和51年3月 東京大学 法学部卒業 昭和51年4月 郵政省(現 総務省)入省 平成3年6月 同省 貯金局経営企画課国際室長 平成4年6月 同省 貯金局経営企画課国際業務室長 平成5年7月 同省 簡易保険局資金運用第二課長 平成6年7月 同省 簡易保険局資金運用業務課長 平成8年7月 基盤技術研究促進センター 出資部長 平成10年6月 郵政省(現 総務省) 郵政大学校副校長 平成11年7月 同省 簡易保険局総務課長 平成12年7月 同省 東京郵政局次長 平成13年1月 郵政事業庁 東京郵政局次長 平成13年10月 同庁 郵政大学校長 兼 中央郵政研修所長 平成14年8月 同庁 郵政大学校長 平成15年4月 日本郵政公社 郵政大学校長 平成15年7月 同公社 簡易保険事業本部副本部長 兼 簡易保険事業本部総務部長 平成16年4月 (財)国際通信経済研究所 参与 平成16年7月 同所 専務理事 平成18年6月 東日本電信電話(株) 取締役就任 平成23年7月 NECソフト(株)(現 NECソリューションイノベータ(株)) 執行役員就任 平成24年10月 同社 顧問就任 平成26年6月 (一財)簡易保険加入者協会 理事 平成27年6月 当社 社外監査役(常勤)就任(現任)	(注5)	—
監査役		中山 孝司	昭和11年7月1日生	昭和34年3月 明治大学 法学部卒業 昭和34年4月 大和証券(株)入社 昭和45年6月 京都セラミック(株) (現 京セラ(株))入社 昭和60年6月 同社 取締役就任 昭和62年6月 第二電電(株)(現 KDDI(株)) 理事就任 昭和62年10月 九州セルラー電話(株) 専務取締役就任 平成11年10月 (株)ツーカーホン関西 代表取締役社長就任 平成14年7月 (株)ツーカーセルラー東京 顧問就任 平成15年7月 (財)京都産業21(現 (公財)京都産業21) ビジネススーパーバイザー就任 平成18年3月 県立広島大学大学院 総合学術研究科経営情報学専攻修了 平成18年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注6)	11,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注7)
監査役		松尾 清	昭和26年6月27日生	昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業 昭和52年9月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ー) 入所 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和61年3月 プライス・ウォーターハウス (現 プライスウォーターハウスクーパ ー) ニューヨーク事務所転籍 平成4年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任 平成8年9月 監査法人トーマツ (現 有限責任監 査法人トーマツ) ニューヨーク事 務所入所 平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務 平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータルサ ービス3部 部門長 平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバル サービスグループ 部門長 平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表 就任 (現任) 平成25年6月 サンスター(株) 社外監査役就任 (現 任) サンスター技研(株) 社外監査役就任 (現任) 平成27年6月 当社 社外監査役就任 (現任)	(注5)	—
計						1,552,600

- (注) 1. 上記取締役のうち、塚田健雄、井戸一朗、師田卓、寺本振透及び山田喜彦は、社外取締役です。
2. 上記監査役の全員が、社外監査役です。
3. 平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時から2年間
4. 平成28年6月29日開催の第20回定時株主総会終結の時から2年間
5. 平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時から4年間
6. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から4年間
7. 各役員の所有株式数は、平成28年3月31日現在のものです。
8. 当社は、法令に定める監査役の数に欠ける場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の氏名及び略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株) 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成27年6月 当社 補欠監査役就任 (現任)	7,500

- (注) 1. 補欠監査役師田卓氏は、当社の社外取締役 (現任) です。法令に定める監査役の数に欠ける事態となった場合、社外取締役を退任し、監査役に就任します。
2. 補欠監査役師田卓氏の任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了の時までです。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとしています。
9. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、上記役員のほか以下の4名が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、平成28年3月31日現在のものです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務執行役員		田島 淳	昭和29年7月19日生	昭和54年3月 慶應義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社（現 日本電信 電話株）入社 平成2年3月 慶應義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エス・ティ・ティ移動通信網株（現 株NTTドコモ）転籍 平成13年6月 株エス・ティ・ティ・ドコモ（現 株NTTドコモ） 国際ビジネス 部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク開 発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任 平成20年6月 当社 取締役就任 平成24年6月 当社 常務執行役員就任（現任） 平成25年5月 コントゥアー・ネットワークス・ ジャパン株 代表取締役社長就任 （現任） 平成28年4月 クルーシステム株 代表取締役社 長就任（現任）	80,000
上席執行役員		工藤 靖	昭和34年10月28日生	昭和55年3月 函館工業高等専門学校 電気工学 科卒業 昭和55年4月 日本電気株入社 平成2年4月 モトローラ株入社 平成6年4月 同社 移動電話事業部技術サービ ス部次長 平成8年6月 当社 取締役就任 技術サービス 本部長 平成11年6月 当社 執行役員就任 Japan Communications Inc.（現 Computer and Communication Technologies Inc.）社長就任 平成17年5月 当社 上席執行役員就任（現任） 平成23年7月 Arxceo Corporation CEO就任	183,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
上席執行役員	C F O	横山 裕昭	昭和33年7月21日生	昭和56年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 昭和56年4月 日本電気㈱入社 平成3年6月 マサチューセッツ工科大学 (MIT) 大学院 経営学修士課程終了 平成5年3月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan合同会社) 入社 平成8年6月 同社 コンシューマ市場本部長 平成9年6月 インテルーション(株) (現 GEイン テリジェント・プラットフォーム ス(株)) 入社 企画部長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成12年7月 ㈱モバイルコンピューティングテク ノロジーズ 設立 取締役就任 平成13年1月 同社 専務取締役就任 平成13年9月 同社 代表取締役社長就任 平成14年1月 同社 代表取締役会長就任 平成19年7月 同社 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社 技術開発統括バイスプレジ デント 平成22年6月 当社 執行役員就任 平成22年10月 アレクセオ・ジャパン(株) (現 コ ントゥアー・ネットワークス・ジ ャパン(株)) 代表取締役社長就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 (現任) 平成28年3月 当社 C F O就任 (現任)	18,000
執行役員		後藤 堅一	昭和33年4月2日生	昭和58年3月 日本大学理工学部電子工学科 卒 業 昭和58年4月 日本圧電気(株) (現 アツデン(株)) 入社 昭和61年4月 日本モトローラ(株) 入社 平成8年4月 同社 移動電話事業部第一技術部 長 平成10年8月 同社 パーソナルコミュニケーシ ョン事業部技術部長 平成12年10月 当社 マーケティング本部本部長 付部長 平成13年4月 当社 ソリューション開発本部副 本部長 平成14年4月 当社 マーケティング本部副本部 長 平成17年5月 当社 エンジニアリング統括部長 平成21年7月 当社 プロダクトマーケティング アシスタントバイスプレジデント 平成26年11月 当社 プロダクトマーケティング &デベロップメントバイスプレジ デント 平成28年3月 当社 執行役員就任 (現任)	1,000

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンス体制

(i) コーポレート・ガバナンス体制について

(A) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、委員会設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

(B) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役社長は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(b) 業務執行の強化

取締役会の過半数が社外取締役によって構成される場合、取締役会は専ら監督機関として機能することになります。そのため、当社では、執行機関による会議体として、業務執行に携わる代表取締役3名で構成する代表取締役会（以下、「RDM」という）を設置しています。

また、重要な職務について執行役員を任命しており、執行役員は、経営責任は負担しないものの、日常業務について代表取締役を補佐し、業務執行を推進します。

当社の業務執行においては、RDMが重要な意思決定を行い、業務執行取締役、執行役員及びバイスプレジデント以上の職位の従業員で構成するエグゼクティブスタッフ会議（以下「ESM」という）が業務執行を推進します。また、ESMとは別に、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）があり、業務執行についての相互の監督及び情報共有を果たしています。

(c) 監査役機能の強化

社外取締役が過半数を占める取締役会に加えて、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関として、監査役により、経営の適法性及び適切性が監視されています。監査役についても、常勤監査役を含む全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であるほか、いずれも企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

(C) 業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備について定めています。

(a) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
2. MBの設置
3. RDMの設置
4. ESMの設置
5. 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
6. RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
7. MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
8. 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(b) 当社及び当社子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（抜粋）

当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。

(c) 当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

1. 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
2. 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
3. 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。

(D) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

- (a) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (b) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、ESMで行う。
- (c) 内部監査室は、ESMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(E) 非業務執行取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、当事業年度末現在、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(ii) 監査体制について

(A) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査については、代表取締役直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が定期的に業務監査を行っています。

監査役監査については、常勤監査役を含む3名全員が社外監査役であることにより実質的な独立性が確保されているほか、いずれも企業経営または行政における十分な経験を有し、業務執行に対する実質的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(B) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。

会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人の指定社員である神保正人氏、長田洋和氏及び瀧口英明氏です。3名の継続監査年数は、いずれも7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他3名です。

(iii) 社外取締役及び社外監査役について

(A) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

(員数)

当社の取締役は8名であり、うち5名が社外取締役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係

: 該当する事項はありません。

資本的关系

: 社外取締役井戸一朗及び師田卓は当社の株主です（所有株式数は「役員状況」に記載のとおりです）。

取引関係

: 当社は、社外取締役塚田健雄が過去に取締役社長等を務めていたKDDI(株)（当時の商号は日本移動通信(株)）から専用線等の通信サービスの提供を受けています。また、社外取締役寺本振透が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。

その他の利害関係：社外取締役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外取締役と当社間にその他の利害関係はありません。

<社外監査役>

(員数)

当社の監査役は3名であり、全員が社外監査役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係

: 該当する事項はありません。

資本的关系

: 社外監査役中山孝司は当社の株主です（所有株式数は「役員状況」に記載のとおりです）。

取引関係

: 当社は、社外監査役中山孝司が過去に理事を務めていたKDDI(株)（当時の商号は第二電電(株)）から専用線等の通信サービスの提供を受けています。

その他の利害関係：社外監査役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外監査役と当社間にその他の利害関係はありません。

(B) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役又は社外監査役であっても、取締役会又は監査役会で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会又は監査役会の過半数を社外取締役又は社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容は、「(i)コーポレート・ガバナンス体制について(B)コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 (d)社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(C) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、取締役8名のうち5名が社外取締役、監査役3名全員が社外監査役となっています。

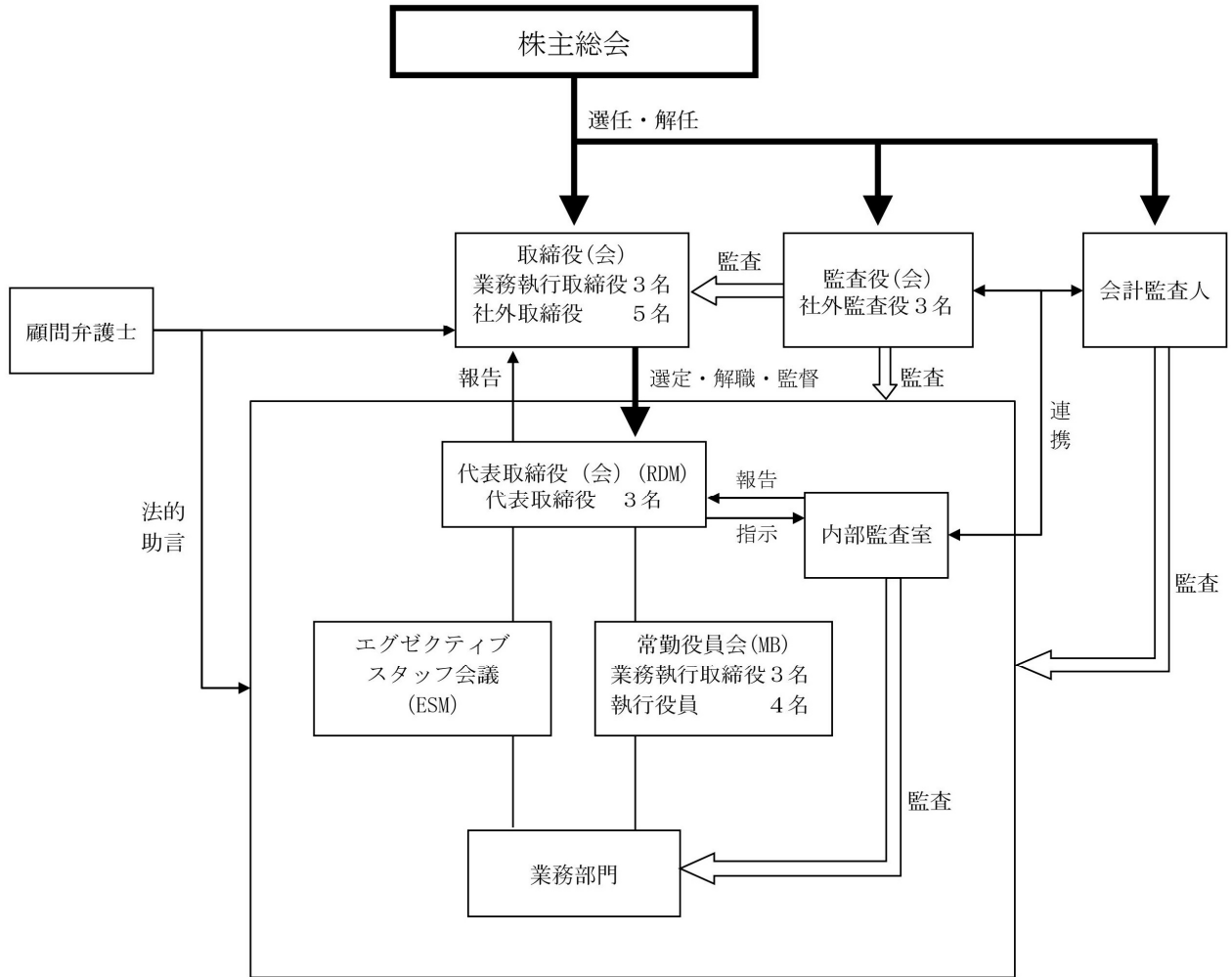
当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(D) 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織の概要は以下のとおりです。



② 役員報酬

(i) 取締役又は監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション	
社内取締役	395,624	373,532	—	—	22,092	—	3
社外取締役	16,450	16,450	—	—	—	—	4
監査役 (注1、注2)	18,342	18,342	—	—	—	—	(注3) 5

(注) 1. 全員が社外監査役です。

2. 監査役の報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査役2名の在任中の報酬等の額が含まれています。

3. 当事業年度末時点の社外監査役の員数は3名ですが、当事業年度中に退任した監査役が2名いるため支給人員数と相違しています。

(ii) 各役員ごとの役員報酬等の総額及び報酬等の種類別の額 (注1)

氏名	役員区分	役職名	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)				
				給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション
三田 聖二	取締役	代表取締役会長 (注2)	263,390	250,598	—	—	12,792	—
福田 尚久	取締役	代表取締役社長 (注3)	86,900	77,600	—	—	9,300	—
片山 美紀	取締役	代表取締役常務	45,333	45,333	—	—	—	—

(注) 1. 当事業年度において代表取締役の地位にあった役員及び報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。

2. 代表取締役会長三田聖二の報酬等は、平成27年5月までは代表取締役社長としての報酬等です。

3. 代表取締役社長福田尚久の報酬等は、平成27年5月までは代表取締役副社長としての報酬等です。

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬のうち、金銭報酬（給与）については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限（取締役報酬は年額4億8,000万円以内、監査役報酬は年額7,200万円以内）の範囲内で、取締役報酬については取締役会決議により代表取締役会長に一任し、監査役報酬については監査役の協議により決定しています。

役員報酬のうち、取締役の非金銭報酬（社宅）については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円以内）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいて決定しています。

役員報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限（取締役報酬は年額8,000万円以内、監査役報酬については年額100万円以内）の範囲内で、取締役会決議により決定しています（詳細については取締役会決議により代表取締役会長に一任します）。

③ 株式の保有状況

該当事項はありません。

④ 当社定款による定め

(i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

(ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(iii) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合

(A) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(B) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,800	—	23,800	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,800	—	23,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,106,985	※1 2,591,694
売掛金	1,715,310	1,148,128
有価証券	200,606	—
商品	706,989	291,835
貯蔵品	75	41
未収入金	78,481	51,015
繰延税金資産	298,640	218,101
その他	168,031	328,070
貸倒引当金	△19,546	△326,261
流動資産合計	7,255,574	4,302,625
固定資産		
有形固定資産		
建物	165,504	166,701
減価償却累計額	△48,522	△61,253
建物（純額）	116,981	105,448
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△9,688	△9,727
車両運搬具（純額）	114	76
工具、器具及び備品	689,590	794,242
減価償却累計額	△588,499	△704,773
工具、器具及び備品（純額）	101,091	89,469
リース資産	392,272	307,004
減価償却累計額	△275,442	△223,862
リース資産（純額）	116,830	83,141
有形固定資産合計	335,018	278,136
無形固定資産		
商標権	2,889	3,332
特許権	14,356	25,560
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	467,294	490,433
ソフトウェア仮勘定	449,151	500,951
無形固定資産合計	935,036	1,021,624
投資その他の資産		
敷金及び保証金	147,473	140,568
その他	10,624	20,726
投資その他の資産合計	158,097	161,295
固定資産合計	1,428,153	1,461,055
資産合計	8,683,727	5,763,681

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	811,942	159,124
短期借入金	—	※1 901,440
1年内返済予定の長期借入金	991,306	764,476
リース債務	47,553	46,485
未払金	175,175	68,444
未払法人税等	11,793	1,168
前受収益	88,385	88,623
買付契約評価引当金	—	215,952
その他	151,999	61,575
流動負債合計	2,278,156	2,307,290
固定負債		
長期借入金	1,469,924	705,448
リース債務	88,564	47,368
その他	4,786	—
固定負債合計	1,563,275	752,816
負債合計	3,841,431	3,060,106
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,608,995	2,636,405
資本剰余金	971,304	997,967
利益剰余金	1,047,296	△1,111,216
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	4,625,404	2,520,965
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	163,910	131,292
その他の包括利益累計額合計	163,910	131,292
新株予約権	52,980	51,317
純資産合計	4,842,295	2,703,574
負債純資産合計	8,683,727	5,763,681

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	5,139,174	4,109,488
売上原価	※1,※4 2,645,527	※1,※2,※4 3,459,059
売上総利益	2,493,647	650,428
通信サービス繰延利益戻入額	478	—
差引売上総利益	2,494,126	650,428
販売費及び一般管理費	※3,※4 2,085,739	※3,※4 2,647,646
営業利益又は営業損失(△)	408,386	△1,997,217
営業外収益		
受取利息	589	652
有価証券利息	64	17
債務勘定整理益	—	5,686
為替差益	73,190	12,738
その他	930	419
営業外収益合計	74,776	19,514
営業外費用		
支払利息	18,114	14,656
その他	1,312	1,395
営業外費用合計	19,427	16,052
経常利益又は経常損失(△)	463,735	△1,993,754
特別利益		
新株予約権戻入益	25	17,868
特別利益合計	25	17,868
特別損失		
減損損失	—	※6 73,706
事業構造改善費用	—	10,212
訴訟関連損失	※5 15,805	—
ゴルフ会員権評価損	310	—
特別損失合計	16,115	83,919
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	447,645	△2,059,805
法人税、住民税及び事業税	39,905	18,707
法人税等調整額	80,000	80,000
法人税等合計	119,905	98,707
当期純利益又は当期純損失(△)	327,740	△2,158,512
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	327,740	△2,158,512

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	327,740	△2,158,512
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△44,318	△32,618
その他の包括利益合計	※1 △44,318	※1 △32,618
包括利益	283,421	△2,191,131
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	283,421	△2,191,131

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,048,190	412,557	719,556	△2,191	3,178,112
当期変動額					
新株の発行	560,805	558,746			1,119,551
親会社株主に帰属する当期純利益			327,740		327,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	560,805	558,746	327,740	—	1,447,291
当期末残高	2,608,995	971,304	1,047,296	△2,191	4,625,404

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	208,229	208,229	80,586	3,466,928
当期変動額				
新株の発行				1,119,551
親会社株主に帰属する当期純利益				327,740
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△44,318	△44,318	△27,605	△71,923
当期変動額合計	△44,318	△44,318	△27,605	1,375,367
当期末残高	163,910	163,910	52,980	4,842,295

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,608,995	971,304	1,047,296	△2,191	4,625,404
当期変動額					
新株の発行	27,410	26,663			54,073
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,158,512		△2,158,512
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	27,410	26,663	△2,158,512	—	△2,104,439
当期末残高	2,636,405	997,967	△1,111,216	△2,191	2,520,965

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	163,910	163,910	52,980	4,842,295
当期変動額				
新株の発行				54,073
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△2,158,512
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32,618	△32,618	△1,663	△34,282
当期変動額合計	△32,618	△32,618	△1,663	△2,138,721
当期末残高	131,292	131,292	51,317	2,703,574

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	447,645	△2,059,805
減価償却費	338,796	313,126
受取利息及び受取配当金	△589	△652
有価証券利息	△64	△17
減損損失	—	73,706
支払利息	18,114	14,656
新株予約権戻入益	△25	△17,868
為替差損益(△は益)	△90,394	△30,816
売上債権の増減額(△は増加)	△676,458	563,052
たな卸資産の増減額(△は増加)	△282,895	412,393
仕入債務の増減額(△は減少)	362,417	△651,592
未収入金の増減額(△は増加)	436,051	27,466
前受収益の増減額(△は減少)	△11,026	282
未払又は未収消費税等の増減額	24,834	△223,452
通信サービス繰延利益額の増減額(△は減少)	△478	—
その他	△23,015	423,754
小計	542,911	△1,155,765
利息及び配当金の受取額	654	669
利息の支払額	△13,380	△14,554
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△109,323	△37,052
営業活動によるキャッシュ・フロー	420,861	△1,206,703
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	—	10,414
有形固定資産の取得による支出	△113,908	△85,460
無形固定資産の取得による支出	△368,157	△387,702
定期預金の預入による支出	—	△1,089,000
敷金及び保証金の差入による支出	△12,229	△5,469
敷金及び保証金の回収による収入	4,791	10,108
その他	1,158	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△488,345	△1,547,109
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△106,337	992,160
長期借入れによる収入	2,200,000	—
長期借入金の返済による支出	△501,480	△991,306
株式の発行による収入	114,619	35,094
新株予約権の発行による収入	11,750	35,184
リース債務の返済による支出	△46,629	△48,293
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,671,922	22,838
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,348	△73,922
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,620,787	△2,804,897
現金及び現金同等物の期首残高	2,686,804	4,307,591
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,307,591	※ 1,502,694

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

JCI US Inc.

Contour Networks Inc.

Computer and Communication Technologies Inc.

Arxceo Corporation

コントウアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

クルーシステム株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

ロ たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

商標権 10年

特許権 8年

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

ロ 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものです。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
定期預金	一千円	1,089,000千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	一千円	901,440千円

2 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認（及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い）を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では元従業員の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。これに対し、当社は平成25年7月に上告等を申立てましたが、平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定があり、本件訴訟は、普通解雇の有効性を審理するため、東京地方裁判所に差し戻されました。

平成27年11月30日の差戻第一審判決では元従業員の請求が認容されたため、当社は平成27年12月14日に控訴を提起し、引き続き、差戻控訴審において解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入益）が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	△567千円	490,798千円

※2 売上原価に含まれる買付契約評価引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	一千円	215,952千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	425,729千円	408,324千円
給与手当	622,961	664,797
貸倒引当金繰入額	3,825	317,987

※4 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	93,983千円	81,631千円

※5 訴訟関連損失の内容は、整理解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

※6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社	遊休資産	ソフトウェア仮勘定

当社グループは、原則として会社ごとに資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

事業計画を精査するなかで、開発を中止したソフトウェア仮勘定について回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損損失に計上しています。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△44,318千円	△32,618千円
その他の包括利益合計	△44,318	△32,618

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,349,030	138,723,209	—	140,072,239
合計	1,349,030	138,723,209	—	140,072,239
自己株式				
普通株式	150	14,850	—	15,000
合計	150	14,850	—	15,000

(注) 1. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加138,723,209株は、株式分割による増加133,553,970株、新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使による増加3,131,739株及びストック・オプションの行使による増加2,037,500株です。

3. 普通株式の自己株式の増加14,850株は株式分割によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	52,980
合計		—	—	—	—	—	52,980

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	140,072,239	551,000	—	140,623,239
合計	140,072,239	551,000	—	140,623,239
自己株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加551,000株は、ストック・オプションの行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	51,317
合計		—	—	—	—	—	51,317

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	4,106,985千円	2,591,694千円
有価証券勘定 (Money Market Fund)	200,606	—
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△1,089,000
現金及び現金同等物	4,307,591	1,502,694

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	127,987	114,626
1年超	112,556	—
合計	240,544	114,626

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、銀行預金もしくは投資適格格付けの流動性の高いMMF等に限定して短期の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されています。当社グループでは、運用は流動性の高い商品に限定し、かつ定期的に運用状況を確認しています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

リース債務は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

長期借入金は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,106,985	4,106,985	—
(2) 売掛金	1,715,310	1,714,184	△1,125
(3) 有価証券 その他有価証券	200,606	200,606	—
資産計	6,022,902	6,021,776	△1,125
(1) 買掛金	811,942	811,942	—
(2) 長期借入金	2,461,230	2,462,989	1,759
(3) リース債務	136,118	137,655	1,537
(4) 未払金	175,175	175,175	—
負債計	3,584,466	3,587,762	3,296

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,591,694	2,591,694	—
(2) 売掛金	1,148,128	1,148,128	—
資産計	3,739,822	3,739,822	—
(1) 短期借入金	901,440	901,440	—
(2) 長期借入金	1,469,924	1,475,413	5,489
(3) リース債務	93,853	94,752	899
負債計	2,465,217	2,471,606	6,389

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 売掛金

割賦売掛金を除き、これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

割賦売掛金については、決済が長期にわたる債権であるため、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,106,985	—	—	—
売掛金	1,614,968	100,342	—	—
合計	5,721,953	100,342	—	—

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,591,694	—	—	—
売掛金	1,096,296	51,831	—	—
合計	3,687,990	51,831	—	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	991,306	764,476	569,068	83,580	21,600	31,200
リース債務	47,553	45,354	40,835	2,375	—	—
合計	1,038,859	809,830	609,903	85,955	21,600	31,200

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	901,440	—	—	—	—	—
長期借入金	764,476	569,068	81,780	23,400	21,600	9,600
リース債務	46,485	41,948	3,635	1,260	525	—
合計	1,712,401	611,016	85,415	24,660	22,125	9,600

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	200,606	200,606	—
	小計	200,606	200,606	—
合計		200,606	200,606	—

当連結会計年度 (平成28年 3月31日)

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	10,414	—	—
合計	10,414	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成27年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成28年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	11,750	35,184

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権戻入益	25	17,868

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権	第13回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 15名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 17名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 3名	当社取締役 5名 当社監査役 4名 当社従業員 31名 当社子会社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 1,250,000株	普通株式 1,628,500株	普通株式 11,010,500株
付与日	平成19年8月3日	平成22年7月1日	平成25年3月7日
権利確定条件	(注2)	同左	(注3)
対象勤務期間	(注2)	同左	該当事項はありません
権利行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで

	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 87名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 18名	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社従業員 78名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 4,700,000株	普通株式 11,732,000株
付与日	平成26年9月18日	平成27年8月5日
権利確定条件	(注4)	(注5)
対象勤務期間	該当事項はありません	同左
権利行使期間	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで	平成27年8月5日から 平成34年8月4日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。
2. 各新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した当社ストックオプション契約が規定する以下の行使条件に従うものとなっています。
- (i) 当社または子会社の役員・従業員として継続して勤務した期間が、一定の起算日から4年に至るまで1年経過する毎に、一定割合について行使可能となる。
- (ii) 当社または子会社の役員・従業員を退任・退職した場合、上記により行使可能となった権利について、役員については退任日から6ヶ月以内、従業員については退職日から30日以内に限り行使できる。
- (iii) 新株予約権付与対象者が、当社または子会社の就業規則により解雇された場合等、同契約に定める権利喪失事由に該当した場合には、権利行使可能となっているか否かを問わず、当該付与対象者が保有する全ての新株予約権が消滅する。
- (iv) その他、同契約が規定する行使条件
3. ① 権利行使の条件
- (i) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を全て満たした場合のみ、平成28年3月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (a) 平成26年3月期の営業利益が6億円を超過すること
- (b) 平成27年3月期の営業利益が9億円を超過すること
- (c) 平成28年3月期の営業利益が12億円を超過すること
- (ii) (i)に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年3月6日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回る場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
- ② 権利喪失事由
- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
- (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
- (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
- (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。
- ③ 定年退職
- 新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないうで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。
- ④ 定年前退職
- 新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。

できる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

(a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

(b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

(i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

(c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）

(d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

(e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

(ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することがで

きる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	—	—	10,986,500	4,697,000	—
付与	—	—	—	—	11,732,000
失効	—	—	10,986,500	338,000	208,000
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	4,359,000	11,524,000
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	310,000	686,000	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	10,000	541,000	—	—	—
失効	50,000	145,000	—	—	—
未行使残	250,000	—	—	—	—

(注) 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）、及び平成26年4月1日の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。

② 単価情報

	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権	第17回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
権利行使価格 (円)	47	64	59	720	350
行使時平均株価 (円)	215	430	—	—	—
公正な評価単価（付与日） (円)	23.39	34.65	0.93	2.50	3.00

(注) 1. 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日付の株式分割（1株を100に分割）に伴う調整後の価格を記載しています。
2. 行使時平均株価は、円未満を四捨五入しています。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第19回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- ① 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	第19回新株予約権
株価変動性（注1）	85.68%
満期日までの期間（注2）	7年
配当利回り（注3）	0%
無リスク利子率（注4）	0.197%

（注）1. 満期日までの期間（7年間）に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しています。

2. 割当日は平成27年8月5日、権利行使期間は平成27年8月5日から平成34年8月4日までです。

3. 直近の配当実績0円に基づき算定しています。

4. 満期までの期間に対応した国債の流通利回りを採用しています。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,574,303千円	1,893,144千円
棚卸資産評価損	47,347	195,622
貸倒引当金	6,461	105,279
買付契約評価引当金	—	66,634
前受収益	28,584	26,588
その他	60,136	36,489
繰延税金資産小計	1,716,833	2,323,757
評価性引当額	△1,367,870	△2,039,849
繰延税金資産合計	348,963	283,908
繰延税金負債		
在外子会社の減価償却不足額	△50,322	△65,806
繰延税金負債合計	△50,322	△65,806
繰延税金資産の純額	298,640	218,101

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産に区分掲記していた「新株予約権」及び「固定資産の未実現利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含め、前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「棚卸資産評価損」及び「貸倒引当金」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度において、繰延税金資産に区分掲記していた「新株予約権」10,255千円及び「固定資産の未実現利益」19,184千円は、「その他」に含め、前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に表示していた「棚卸資産評価損」47,347千円、「貸倒引当金」6,461千円は「その他」から区分掲記しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	—%
(調整)		
住民税均等割	0.95	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.47	—
評価性引当額の増減	△18.87	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.06	—
未実現利益	0.36	—
その他	△1.82	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.79	—

(注) 当連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため、内訳の開示は省略しています。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を前連結会計年度の32.30%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日以後開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%にそれぞれ変更しています。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は9,775千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、移動体通信分野の各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っています。

当社は、国内子会社2社とともに主として国内の顧客に対するサービス提供を行う事業会社としての機能と、グループの戦略決定やグループ全体のバックオフィス業務の一部を担う機能を有しています。一方、米国では、米国子会社2社が当社の決定した戦略に基づき、主として米国の顧客に対してサービスを提供する機能を有しています。その他、米国子会社2社は、米国事業の統括及びグループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有しています。

当社の報告セグメントは各社の事業拠点を基礎とし、当社及び国内子会社2社を「日本事業」、米国子会社2社を「米国事業」とした上で、当社の一部費用及び米国子会社2社の費用を全社費用としています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	4,766,532	372,641	5,139,174
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	4,766,532	372,641	5,139,174
セグメント利益	1,607,092	18,772	1,625,865
セグメント資産	8,011,963	320,832	8,332,795
その他の項目			
減価償却費	278,955	4,729	283,684
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	432,065	69,005	501,071

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	3,741,138	368,349	4,109,488
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	3,741,138	368,349	4,109,488
セグメント損失(△)	△865,184	△22,969	△888,153
セグメント資産	5,155,239	381,382	5,536,621
その他の項目			
減価償却費	297,681	5,669	303,351
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	357,604	76,441	434,045

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,139,174	4,109,488
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	5,139,174	4,109,488

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,625,865	△888,153
全社費用（注）	△1,231,353	△1,123,801
調整額（セグメント間取引消去等）	13,874	14,738
連結財務諸表の営業利益又は営業損失（△）	408,386	△1,997,217

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,332,795	5,536,621
全社資産（注）	350,931	227,059
連結財務諸表の資産合計	8,683,727	5,763,681

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産です。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	283,684	303,351	55,111	9,774	338,796	313,126
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	501,071	434,045	△67,223	2,165	433,847	436,211

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,766,532	372,641	5,139,174

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,741,138	368,349	4,109,488

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	日本事業	米国事業	全社・消去	合計
減損損失	73,706	—	—	73,706

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）（注1）	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト (Vonder schmitt Joint Trust) (注1)	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA	-	信託事業	(被所有) 直接10.00	新株予約権付社債権者 役員の兼任	新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使（注2）	962,190	-	-
							利息の支払	5,195	-	-
役員	三田 聖二	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.94 (被所有) 間接12.47	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使（注3）	77,972	-	-

（注）1. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏（平成27年1月退任）が保有するジョイント・トラストです。

2. 当社が発行した新株予約権付社債（当初、償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により250円）及び当初、償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により400円）を権利行使したことによるものです。

3. 第7回、第10回及び第13回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福田 尚久	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 0.01	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使（注）	12,256	-	-

（注）第13回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	34.19円	18.86円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	2.35円	△15.36円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2.18円	－円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	327,740	△2,158,512
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	327,740	△2,158,512
普通株式の期中平均株式数(株)	139,087,431	140,492,383
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	－	－
普通株式増加数(株)	11,239,751	－
(うち新株予約権付社債(株))	(－)	(－)
(うち新株予約権(株))	(11,239,751)	(－)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成26年9月18日発行の新株予約権 第18回新株予約権 普通株式 4,697,000株	1株当たり当期純損失であるため、全ての潜在株式が希薄化効果を有していません。

(重要な後発事象)

子会社の設立

当社は、平成28年3月24日に開催された取締役会の決議に基づき、同年4月15日（現地時間）、ヨーロッパにおける事業子会社をアイルランドで設立しました。

(1) 設立の目的

当社グループは、国境を越えてグローバルに移動する人、モノ、金融または情報を通信でサポートするため、セキュアで信頼できるモバイル通信を、日本、米国、欧州、アジアを含む全世界で提供することを目指しています。この度設立したヨーロッパにおける事業子会社は、この事業戦略の一環として、ヨーロッパのモバイル事業者との相互接続を進め、当社グループのグローバルカバレッジを拡大していきます。

(2) 子会社の概要

①名称	JCI Europe Communications Limited (略称: JCI ヨーロッパ)
②本店所在地	アイルランド ダブリン
③代表者	社長兼CEO 三田 聖二
④事業内容	ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業
⑤資本金	50万ユーロ
⑥出資比率	当社100%

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	901,440	0.56	—
1年以内に返済予定の長期借入金	991,306	764,476	0.46	—
1年以内に返済予定のリース債務	47,553	46,485	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,469,924	705,448	0.46	平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	88,564	47,368	—	平成29年～32年
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内返済）	33,168	—	1.90	—
合計	2,630,516	2,465,217	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものが含まれているため、平均利率を記載していません。
3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	569,068	81,780	23,400	21,600
リース債務	41,948	3,635	1,260	525

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	957,226	2,393,496	3,304,864	4,109,488
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(千円)	△196,653	△161,896	△1,513,272	△2,059,805
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(千円)	△197,337	△163,266	△1,595,326	△2,158,512
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△1.40	△1.16	△11.35	△15.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)(円)	△1.40	0.24	△10.18	△4.00

② 訴訟

(i) 当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では元従業員の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。これに対し、当社は平成25年7月に上告等を申立てましたが、平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定があり、本件訴訟は、普通解雇の有効性を審理するため、東京地方裁判所に差し戻されました。

平成27年11月30日の差戻第一審判決では元従業員の請求が認容されたため、当社は平成27年12月14日に控訴を提起し、引き続き、差戻控訴審において解雇の有効性を主張して争っています。

(ii) 当社は、平成23年の初頭、ZTE Corporation(以下、同社の子会社であるZTE ジャパン株式会社を含め、「ZTE」という)から、7インチディスプレイのタブレット端末(商品名「Light Tab」、以下、「本件製品」という)15,000台を仕入れ、同年3月に販売を開始しましたが、本件製品には、引渡し時点ではわからなかった多くの欠陥ないし不具合が存在することが判明しました。そのため、平成24年4月、当社は本件製品の販売を中止し、ZTEが何ら誠実な対応を行わなかったため、平成25年3月19日、ZTEの債務不履行(本件製品の修理義務違反)に基づく損害の賠償を請求する訴訟を提起しました。

平成28年3月18日の第一審判決では当社の請求が棄却されたため、当社は平成28年3月31日に控訴を提起し、引き続き、控訴審で審理されています。

(iii) 平成25年11月29日、加賀ハイテック株式会社(現 加賀ソルネット株式会社(平成28年4月1日付合併により訴訟承継)(以下、「加賀ハイテック」という))から、当社が平成20年8月に加賀ハイテックに販売したb-mobile 3G(以下、「本件製品」という)が通信機能を有していないとして、債務不履行解除により、買受代金相当額の返還を請求する訴訟が提起されました。

そもそも、加賀ハイテックは、平成20年8月に当社から買い受けた本件製品2万台のうち平成20年12月31日現在の在庫である14,004台を当社が引き取るべきであるとして、平成21年6月、売買契約の解除及びこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟を提起しましたが、平成24年8月の上告棄却により、加賀ハイテックの敗訴が確定しています。

加賀ハイテックは、前訴訟の敗訴確定を受け、平成24年10月以降に本件製品の在庫を販売し、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したもので、第一審の審理が継続しています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,709,432	※1 2,132,171
売掛金	1,656,948	1,092,499
有価証券	200,606	—
商品	662,849	253,069
貯蔵品	75	41
未収入金	※2 106,399	※2 62,090
前払費用	27,915	26,243
短期貸付金	※2 157,766	—
繰延税金資産	290,000	210,000
その他	236,173	370,935
貸倒引当金	△19,546	△326,261
流動資産合計	7,028,620	3,820,790
固定資産		
有形固定資産		
建物	116,400	103,678
車両運搬具	114	76
工具、器具及び備品	78,572	69,011
リース資産	112,282	80,399
有形固定資産合計	307,370	253,166
無形固定資産		
商標権	2,096	2,667
特許権	—	5,169
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	489,511	513,579
ソフトウェア仮勘定	354,840	359,285
無形固定資産合計	847,794	882,047
投資その他の資産		
関係会社株式	1,499,173	605,054
長期貸付金	※2 303,482	※2 154,371
敷金及び保証金	131,756	124,555
その他	10,624	20,726
投資損失引当金	△1,199,173	—
投資その他の資産合計	745,862	904,708
固定資産合計	1,901,027	2,039,921
資産合計	8,929,647	5,860,712

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	760,783	137,611
短期借入金	—	※1 901,440
1年内返済予定の長期借入金	991,306	764,476
リース債務	42,963	44,186
未払金	※2 197,914	※2 123,847
未払費用	778	720
未払法人税等	10,827	—
前受収益	86,463	86,821
預り金	32,604	37,100
買付契約評価引当金	—	215,952
その他	88,655	1,112
流動負債合計	2,212,297	2,313,267
固定負債		
長期借入金	1,469,924	705,448
リース債務	83,778	45,156
固定負債合計	1,553,702	750,604
負債合計	3,765,999	3,063,872
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,608,995	2,636,405
資本剰余金		
資本準備金	971,304	997,967
資本剰余金合計	971,304	997,967
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,532,558	△886,659
利益剰余金合計	1,532,558	△886,659
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	5,110,666	2,745,522
新株予約権	52,980	51,317
純資産合計	5,163,647	2,796,839
負債純資産合計	8,929,647	5,860,712

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	4,766,532	3,741,138
売上原価	2,339,880	3,201,633
売上総利益	2,426,652	539,504
通信サービス繰延利益戻入額	478	—
差引売上総利益	2,427,131	539,504
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,911,409	※1, ※2 2,419,224
営業利益又は営業損失(△)	515,721	△1,879,719
営業外収益		
受取利息	※1 2,298	※1 43,068
有価証券利息	64	17
債務勘定整理益	—	5,686
為替差益	42,791	11,216
その他	892	424
営業外収益合計	46,047	60,412
営業外費用		
支払利息	※1 17,898	14,602
その他	170	846
営業外費用合計	18,069	15,449
経常利益又は経常損失(△)	543,699	△1,834,756
特別利益		
新株予約権戻入益	25	17,868
特別利益合計	25	17,868
特別損失		
関係会社株式評価損	—	425,000
減損損失	—	79,615
訴訟関連損失	※3 15,805	—
ゴルフ会員権評価損	310	—
特別損失合計	16,115	504,615
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	527,608	△2,321,503
法人税、住民税及び事業税	39,470	17,715
法人税等調整額	80,000	80,000
法人税等合計	119,470	97,715
当期純利益又は当期純損失(△)	408,138	△2,419,218

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)		金額 (千円)	構成比 (%)	
I 期首棚卸高		553,545			806,065		
II 当期商品仕入高		771,427			523,819		
III 他勘定振替高	※1	2,480			30,042		
IV 期末棚卸高		806,065			887,083		
V 棚卸資産評価損		△567	515,858	22.0	490,798	903,557	28.2
VI 通信回線料金等			7,499	0.3		1,863	0.1
VII データサービス原価			1,194,721	51.1		1,350,964	42.2
VIII 買付契約評価引当金繰入額			—	—		215,952	6.7
IX その他の経費	※2		621,801	26.6		729,295	22.8
売上原価			2,339,880	100.0		3,201,633	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。 (単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
固定資産への振替	750	4,713
消耗品勘定等への振替	1,729	6,571
その他	—	18,756
計	2,480	30,042

※2. その他の経費の内訳は次のとおりです。 (単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
減価償却費	258,069	280,637
業務委託料	7,700	6,419
その他	356,031	442,237
計	621,801	729,295

(表示方法の変更)

前事業年度において、売上原価明細書の「その他の経費」に含めていた「棚卸資産評価損」について、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の「その他の経費」621,233千円は、「棚卸資産評価損」△567千円と「その他の経費」621,801千円に組み替えています。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,048,190	412,557	412,557	1,124,420	1,124,420	△2,191	3,582,976
当期変動額							
新株の発行	560,805	558,746	558,746				1,119,551
当期純利益				408,138	408,138		408,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	560,805	558,746	558,746	408,138	408,138	—	1,527,690
当期末残高	2,608,995	971,304	971,304	1,532,558	1,532,558	△2,191	5,110,666

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	80,586	3,663,562
当期変動額		
新株の発行		1,119,551
当期純利益		408,138
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,605	△27,605
当期変動額合計	△27,605	1,500,084
当期末残高	52,980	5,163,647

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,608,995	971,304	971,304	1,532,558	1,532,558	△2,191	5,110,666
当期変動額							
新株の発行	27,410	26,663	26,663				54,073
当期純損失（△）				△2,419,218	△2,419,218		△2,419,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	27,410	26,663	26,663	△2,419,218	△2,419,218	－	△2,365,144
当期末残高	2,636,405	997,967	997,967	△886,659	△886,659	△2,191	2,745,522

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	52,980	5,163,647
当期変動額		
新株の発行		54,073
当期純損失（△）		△2,419,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,663	△1,663
当期変動額合計	△1,663	△2,366,808
当期末残高	51,317	2,796,839

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）

定額法

その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 投資損失引当金

子会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要と認められる額を計上しています。

(3) 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
定期預金	一千円	1,089,000千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期借入金	一千円	901,440千円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	185,684千円	11,101千円
長期金銭債権	303,482	154,371
短期金銭債務	28,407	61,535

3 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認（及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い）を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では元従業員の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。これに対し、当社は平成25年7月に上告等を申立てましたが、平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定があり、本件訴訟は、普通解雇の有効性を審理するため、東京地方裁判所に差し戻されました。

平成27年11月30日の差戻第一審判決では元従業員の請求が認容されたため、当社は平成27年12月14日に控訴を提起し、引き続き、差戻控訴審において解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
営業費用	40,334千円	54,147千円
営業取引以外の取引による取引高	203,916	269,331

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度53%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売代理店手数料	168,714千円	121,728千円
役員報酬	425,729	408,324
給与手当	498,464	507,688
減価償却費	34,760	31,736
貸倒引当金繰入額	3,825	317,987
貸倒損失	—	263,155

※3 訴訟関連損失の内容は、整理解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は605,054千円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,499,173千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	479,519千円	741,434千円
関係会社株式評価損	354,575	833,564
棚卸資産評価損	47,347	195,622
買付契約評価引当金	—	66,634
投資損失引当金	387,332	—
前受収益	28,584	26,588
新株予約権	10,255	1,790
貸倒引当金	6,461	99,935
その他	22,870	2,844
繰延税金資産小計	1,336,948	1,968,414
評価性引当額	△1,046,948	△1,758,414
繰延税金資産合計	290,000	210,000
繰延税金負債	—	—

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「棚卸資産評価損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っています。

この結果、前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に表示していた70,217千円は、「棚卸資産評価損」47,347千円、「その他」22,870千円に組み替えています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	—%
(調整)		
住民税均等割	0.72	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.58	—
評価性引当額の増減	△21.00	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.29	—
その他	△1.59	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.64	—

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、内訳の開示は省略しています。

3. 法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を前事業年度の32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%にそれぞれ変更しています。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は9,775千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

子会社の設立

当社は、平成28年3月24日に開催された取締役会の決議に基づき、同年4月15日（現地時間）、ヨーロッパにおける事業子会社をアイルランドで設立しました。

(1) 設立の目的

当社グループは、国境を越えてグローバルに移動する人、モノ、金融または情報を通信でサポートするため、セキュアで信頼できるモバイル通信を、日本、米国、欧州、アジアを含む全世界で提供することを目指しています。この度設立したヨーロッパにおける事業子会社は、この事業戦略の一環として、ヨーロッパのモバイル事業者との相互接続を進め、当社グループのグローバルカバレッジを拡大していきます。

(2) 子会社の概要

①名称	JCI Europe Communications Limited (略称: JCI ヨーロッパ)
②本店所在地	アイルランド ダブリン
③代表者	社長兼CEO 三田 聖二
④事業内容	ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業
⑤資本金	50万ユーロ
⑥出資比率	当社100%

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	116,400	—	—	12,722	103,678	54,988
	車両運搬具	114	—	—	38	76	9,727
	工具、器具及び備品	78,572	24,238	0	33,799	69,011	513,519
	リース資産	112,282	28,284	15,827	44,339	80,399	215,278
	計	307,370	52,523	15,828	90,899	253,166	793,513
無形固定資産	商標権	2,096	1,026	—	456	2,667	—
	特許権	—	5,639	—	469	5,169	—
	電話加入権	1,345	—	—	—	1,345	—
	ソフトウェア	489,511	245,216	599	220,547	513,579	—
	ソフトウェア仮勘定	354,840	259,459	255,014 (79,615)	—	359,285	—
	計	847,794	511,341	255,614 (79,615)	221,474	882,047	—

- (注) 1. リース資産の増加は、主としてパケット交換器接続ライセンスの追加取得によるものです。
 2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主としてデータ通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。
 3. ソフトウェア仮勘定の減少は、主としてソフトウェアへの振替によるものです。
 4. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	19,546	610,469	303,753	326,261
投資損失引当金	1,199,173	—	1,199,173	—
買付契約評価引当金	—	215,952	—	215,952

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 訴訟

1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟に記載しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座以外の振替口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 振替口座を開設した口座管理機関(証券会社等) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.j-com.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第19期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書
事業年度（第19期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
平成27年6月26日関東財務局長に提出。
- (3) 第1四半期報告書及び確認書
（第20期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
平成27年8月13日関東財務局長に提出。
- (4) 第2四半期報告書及び確認書
（第20期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
平成27年11月16日関東財務局長に提出。
- (5) 第3四半期報告書及び確認書
（第20期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）
平成28年2月15日関東財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく報告書です。
平成27年8月5日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく報告書です。
平成28年5月23日関東財務局長に提出。
- (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
平成28年6月29日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月29日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 洋和 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀧口 英明 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本通信株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月29日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長田 洋和 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀧口 英明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員CFO横山裕昭は、当社の第20期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員CFO横山裕昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、前受収益及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。